

令和5年度
包括外部監査報告書

補助金等の事務の執行について

令和6年3月

包括外部監査人
鈴木一徳

目次

I 包括外部監査の概要	4
第1 外部監査の種類	4
第2 選定した特定の事件	4
1 監査のテーマ	4
2 テーマの選定理由	4
3 監査の範囲	4
第3 外部監査の対象期間	4
第4 外部監査の実施期間	4
第5 外部監査の実施体制	4
第6 外部監査の方法	5
1 監査の視点	5
2 主な監査手続き	5
第7 指摘事項と意見の基準	5
第8 利害関係	5
II 監査の結果と意見	6
III 総論	7
第1 補助金等の定義	7
第2 補助費等の推移	7
第3 福島県の補助金等に関する取組み	8
第4 補助金等の事務手続	9
第5 監査の対象とした補助金等	17
IV 各論	21
第1 保健福祉部	21
1 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	21
2 福島県避難者見守り活動支援事業(被災者見守り・相談支援事業)	22
3 福島県生活福祉資金貸付事業(生活福祉資金貸付原資)	24
4 福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業(高齢者施設等)	27
5 小規模介護施設等整備事業(介護職員の宿舎施設整備事業)	30
6 社会福祉施設整備事業	32
7 福祉・介護職員処遇改善事業	35
8 福島県立病院事業費補助事業	36
9 福島県地域医療復興事業補助金(警戒区域等医療施設再開支援事業)	38
10 福島県地域医療復興事業補助金(双葉地域公設医療機関等整備支援事業)	40
11 福島県地域医療復興事業補助金(双葉地域二次医療提供体制整備事業)	42

12	福島県地域医療復興事業補助金（地域医療等支援教員増員事業）	44
13	福島県地域医療復興事業補助金（浜通り医療提供体制強化事業）	45
14	福島県ワクチン・検査パッケージ活用等体制整備事業補助金	46
15	助産師養成施設整備事業補助金	48
16	福島県生活基盤施設耐震化等交付金	49
17	ふくしま国際医療科学センター運営事業（先端臨床研究センター運営事業）	51
18	施設型給付費地方単独費用補助金	53
19	福島県子ども・子育て支援交付金	54
20	福島県保育士修学資金貸付等事業（国庫貸付原資等分）	55
21	福島県安心こども基金	56
22	児童福祉施設災害復旧事業	57
23	福島県児童養護施設等生活環境改善事業	58
24	乳幼児医療費助成事業	60
25	子どもの医療費助成事業	61
26	福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）補助金（病床確保支援事業）	62
27	福島県自宅療養者診療支援事業補助金	64
28	福島県医療施設等物価高騰対策支援金	65
29	福島県救急医療施設運営事業費補助金	66
30	福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金	67
31	福島県地域医療復興事業補助金（医療人材確保緊急支援事業）	68
第2	商工労働部	70
1	福島県経営支援プラザ等運営事業費補助金	70
2	福島県中小企業連携組織対策事業費補助金	73
3	新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）利子補給補助金	76
4	福島中小企業等グループ補助金（令和3年及び令和4年福島県沖地震）	77
5	福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギー事業化実証研究支援事業補助金）	79
6	福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（福島再生可能エネルギー研究所最先端研究・拠点化支援事業）	81
7	課題解決型医療福祉機器等開発事業費補助金（開発支援）	83
8	ふくしま産業復興企業立地補助金	85
9	地域復興実用化開発等促進事業費補助金	87
10	福島空港定期路線維持緊急対策事業補助金	89
11	浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）補助金	92

第3	総務部	95
1	私立学校運営費補助事業(一般補助)	95
2	私立学校教職員共済事業補助金	98
3	会津医療センター医療体制整備事業(公立大学法人補助金)	99
第4	企画調整部	100
1	一般財団法人福島県電源地域振興財団事業費	100
2	福島県住宅用太陽光発電設備等設置補助事業	102
3	福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金(再生可能エネルギー導入支援事業:福島送電株式会社)	105
4	福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金(再生可能エネルギー導入支援事業:福島復興風力合同会社)	107
第5	議会事務局	109
1	政務活動費交付金	109
V	総括	113

I 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件

1 監査のテーマ

補助金等の事務の執行について

2 テーマの選定理由

少子高齢化にともなう人口の急激な減少、東日本大震災等の自然災害の多発や原発事故及びコロナ禍等を経て県民の価値観・ニーズも大きく変化し、また、原発事故から12年が経過し、福島県への復興関連補助金の先細りにより、県の財政も厳しくなることが予想される。このような中、補助金等に関しては今以上に必要性を検証し、効率的に配分する必要がある。事業費補助金及び運営費補助金等の補助金は、厳しい財政事情の中から支出されており、補助金に係る事務の執行が適正に行われているかは、住民にとっても重要な関心事といえる。

また、地方自治法において補助金は「公益上必要がある場合」（同法第232条の2）に補助することができることとされており、支出時点の公益性の検討が必要である一方、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げることは地方自治運営の基本原則であることから（同法第2条第14項）、支出後の効果についても検証する必要があると考える。

以上より今回のテーマとして選定した。

3 監査の範囲

令和4年度に執行したもの。ただし、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間も対象とする。

第3 外部監査の対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

第4 外部監査の実施期間

令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

第5 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公認会計士	鈴木一徳
補助者	公認会計士	齋藤紀朗
補助者	公認会計士	須賀俊一

補助者	公認会計士	只森健一
補助者	公認会計士・弁護士	村上芳文
補助者	公認会計士	伊藤真大
補助者	公認会計士	金子征司

第6 外部監査の方法

1 監査の視点

- (1) 合規性（関連する行政法規に違反していないか）
- (2) 経済性（無駄なコストがかかっていないか）
- (3) 有効性（目的とした成果をあげているか）
- (4) 効率性（より効果のでる方法はないか）

2 主な監査手続き

- (1) 各補助金等の根拠法令、補助対象、財源、交付実績等の確認による補助金の内容把握。
- (2) 補助金等の内容に関して、担当部局への質問。
- (3) 補助金交付関連書類の閲覧による根拠法令への準拠性の確認。
- (4) 補助金関係書類、決算書、証憑等に関して担当者への質問。
- (5) その他

第7 指摘事項と意見の基準

- 1 指摘事項の基準・・・現在の法令等に照らして違反、社会通念に照らして不当と監査人が判断した事項。
- 2 意見の基準・・・経済性、効率性及び有効性の観点から監査人が改善提案した事項。

第8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

II 指摘事項（監査の結果）と意見

補助金等の事務の執行について監査を実施した結果、一部指摘事項はあるが関係法令等に基づき、概ね適正に執行されていると認められた。

指摘事項・・・・・・19件

意見・・・・・・30件

Ⅲ 総論

第1 補助金等の定義

「補助金等」は「福島県補助金等の交付等に関する規則」において以下のとおり定義されている。

補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金であって別に定めるものをいう

上記の「その他相当の反対給付を受けない給付金であって別に定めるもの」については、以下のものとしている。

- 一 自作農創設特別措置特別会計事務取扱交付金
- 二 日雇労働者雇用奨励金

第2 補助費等の推移

補助費等（注）の最近5カ年度における推移は以下のとおりである。令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症対策に伴い増加し、一般会計歳出合計に対する比率は29%程度と上昇しているが、その他の年度は25%前後で推移している。

（注）「補助費等」とは、「性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。」（総務省「地方財政白書」）とされており、補助金等以外の支出も含まれている。

（金額単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助費等	342,258,377	326,718,148	430,844,272	428,715,283	359,998,735
一般会計歳出合計に対する比率	25.9%	24.5%	29.2%	29.0%	26.2%

（出所：各年度「主要な施策の成果説明書」歳出性質別決算額の状況）

【増減内容】

令和元年度：地域医療対策費が減少したこと等により、前年度比△15,540百万円（△4.5%）減少した。

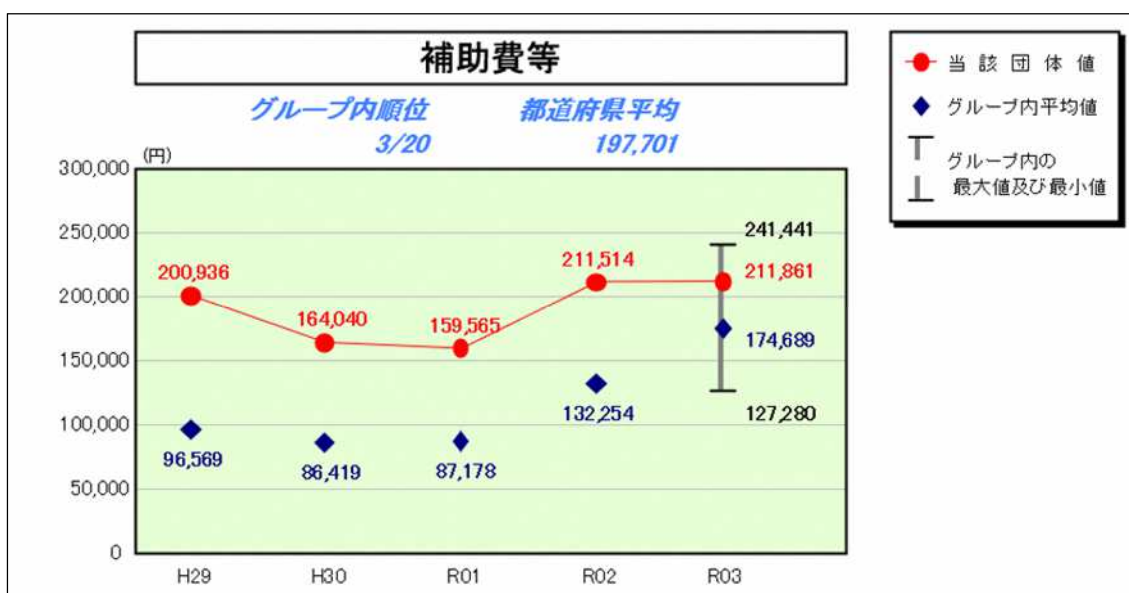
令和2年度：新型コロナウイルス感染症対策に伴う増加等により、前年度比104,126百万円（31.9%）増加した。

令和4年度：商工施策に係る新型感染症対策に伴う費用の減少等により、前年度比△68,717百万円（△16.0%）減少した。

また、補助費等の住民一人当たりの金額を他道府県（財政力指数が近い20道府県のグループ（注））と比較すると、平成29年度～令和3年度の5ヶ年度の平均は他道府県の平均が115,421円に対して、本県が189,583円と他道府県に対して74,162円（64.3%）高い水準にある。これは、主に本県における除染事業に係る市町村交付金等により高くなっているものである。

（注）上記の「グループ」とは道府県を財政力指数の高低によって以下の5つに分類したものであり、本県は令和3年度においてBグループに属している。

Aグループ：1.000以上、Bグループ：0.500以上1.000未満、Cグループ：0.400以上0.500未満、Dグループ：0.300以上0.400未満、Eグループ：0.300未満



（出所）令和3年度「財政状況資料集」都道府県性質別歳出決算分析表（住民一人当たりのコスト）

第3 福島県の補助金等に関する取組み

本県においては、平成13年度～平成22年度にわたり、財源不足を解消し、収支均衡を達成することを目的として策定した「福島県財政構造改革プログラム」において、補助金に関して以下の取組みを行ってきた。なお、平成23年度以降は当該プログラムの後継計画等は策定されていない。

1 平成13年10月15日策定

平成14年度当初予算編成から平成16年度予算までの3年間を集中改革期間とし、

その後の2年間を体力回復期間として策定。

(4) 補助金の見直し

補助金については、以下の視点から見直しを行う。

- ア 5,000万円以上の多額の一般財源を要する事業、補助率が1/2を超える高率補助事業について、重点的に見直し
- イ 県単補助金の統合化の推進と、県単上乘せ補助の必要性の検証
- ウ 市町村に対する補助については、地方財政措置や国庫補助制度などの財源措置の仕組みを踏まえ、地方分権時代に相応しい県と市町村の関係から見直し
- エ 民間団体に対する運営費補助については、自立的な運営が可能となるような支援、奨励的な補助については、その事業が軌道に乗るまでの補助を基本とするなど、その在り方を見直し
- オ 零細補助金の効果を検証し、効果の薄いものは廃止

2 平成16年10月19日改訂

平成17年～平成18年度を「緊急対応期間」と位置付け、平成13年10月策定プログラムを改訂。

(5) 補助金の見直し

- 終期が到来したものは原則として廃止し、原点に立ち返り事業の必要性、県関与の在り方、費用対効果等の観点から見直しを行う。
- 全ての県単補助金を対象に従来のプログラムにおける見直しの視点や、平成15年度の包括外部監査で示された視点を踏まえ一斉点検を行い、継続的に見直しに取り組む。
- 各種団体負担金について、目的や効果の検証を行うことにより、県にとって加入の意義が薄れたもの等について見直しを行う。
- 補助金は一度制度化すると長期化し、見直しが難しいことから、新たな事業の創設に当たっては、これまで以上にプログラムの視点を踏まえた検討や終期設定の徹底を図る。

3 平成18年3月30日策定

平成18年度～平成22年度の5年間を「第二期集中改革期間」として策定。

(2) 補助金等の見直し

ア 補助金の見直し

- ・ 高額補助、高率補助、県単上乘せ補助、零細補助の重点的な見直し
- ・ 各種団体に対する運営費補助については、県の行革努力を踏まえ段階的な見直しを要請

イ 各種団体等に対する負担金の見直し

全国知事会での検討結果を踏まえ、加入の効果の薄れたもの等を重点的に見直し

第4 補助金等の事務手続

本県では、補助金等の交付手続の全般的な取扱いについて「福島県補助金等の交付等に関する規則」で定めている。また、当該規則の趣旨や運用に当たっての留意事項

等について「福島県補助金等の交付等に関する規則の運用について」（以下「運用規則」）として定めている。

これらの規定内容は以下のとおりである。

（趣旨）

第一条 この規則は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

※運用規則

この規則は、県が交付する補助金等の事務処理の統一化及び合理化を図り、あわせて補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため、補助金等の交付の申請、決定等に関し必要な手続きの基本的事項を定めるものである。従って、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律およびその他の法令に特別の定めがあるもののほか、個々の補助金等の執行に関しては、この規則とともに第19条の規定によって定められるそれぞれの要綱とあわせて運用されることになる。

（定義）

第二条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 補助金等 補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金であつて別に定めるものをいう。
- 二 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 三 補助事業者等 補助事業等を行なう者をいう。
- 四 間接補助金等 次に掲げるものをいう。
 - ア 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの
 - イ 利子補給金又は利子の軽減を目的とするアに規定する給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金
- 五 間接補助事業等 前号アの給付金の交付又は同号イの資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。
- 六 間接補助事業者等 間接補助事業等を行なう者をいう。

※運用規則

本条第1号の「その他相当の反対給付を受けない給付金であつて知事が別に定めるもの」を補助金等の定義に加えたことは、歳出予算に係る節の区分第18節「負担金、補助及び交付金」のうち補助金および利子補給金以外のものであつて実質的に補助金の性格を有するものについてこの規則の対象とする趣旨である。この場合において、知事がこれらのものを定めるときは、その旨を告示することとなる。

（関係者の責務）

第三条 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が県民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定め及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行なうように努めなければならない。

- 2 補助金等に係る予算の執行に当たる関係職員は、補助金等が県民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

※運用規則

この規定は、補助事業者等、間接補助事業者等および補助金等に係る予算の執行に当たる関係職員について、補助金等が税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることを再認識させ、関係者の責務として規定したものである。

(補助金等の交付の申請)

- 第四条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 補助事業等の目的及び内容
 - 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の着手及び完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
 - 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - 五 その他別に定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 補助事業等に係る収支予算書
 - 二 その他別に定める書類
- 3 知事は、別に定めるところにより、第一項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることがある。

※運用規則

補助金等の交付申請書の様式、提出期限、第1項第1号から第4号までに掲げる事項以外の記載事項、第2項第1号に掲げる書類以外の添付書類およびこれらの提出部数は、必要に応じ、それぞれ要綱で定めることになるが、これらを定めるにあたっては、それぞれの補助金等の目的、性格等を考慮し、必要最小限にとどめ、いたずらに複雑化しないよう考慮すべきである。

(補助金等の交付の決定)

- 第五条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとする。
- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行なうため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をするものとする。

※運用規則

- 1 補助金等の交付の決定にあたっては、当該申請に係る補助金等が法令および予算で定めるところに違反していないかどうか、補助事業等の目的および内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を慎重に審査したうえで決定するものである。この場合において、現地調査は、「必要に応じて行なう」とし、原則は書面審査によることとなる。
- 2 第2項の規定により、補助金等の交付申請事項について修正を加えて交付の決定を

行なうこととしたが、これは交付申請の内容を調査した結果、その内容に不備等があるときは、その申請を却下するより、その内容に修正を加え、又は条件を付して決定する方がより合理的な場合も考えられるので、このような場合には、当該申請に係る事項を修正して迅速に交付決定を行なうことができることとしたものである。

なお、この修正を加える場合には、この申請に係る補助事業等を不当に困難とさせないよう留意しなければならないものである。

(補助金等の交付の条件)

第六条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更(別に定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合においては、すみやかに知事の承認を受けるべきこと。

二 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合においては、すみやかに知事の承認を受けるべきこと。

三 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。

四 補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきこと。

五 その他別に定める事項

2 知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前項に定めるもののほか、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

3 補助事業者等は、間接補助金等の交付をする場合において、補助金等に前二項の条件が付されているときは、間接補助事業者等に対し、これらを履行させるために必要な条件を付さなければならない。

※運用規則

1 本条に列挙されている条件は、補助事業等を能率的に遂行させ、または情勢の変化によって補助金等がいたずらに浪費されることのないようにするため、共通的な事項について定めたものであり、したがって本条以外の条件については、要綱で具体的に定めることとし、交付決定通知書により本条の条件および要綱の条件をあわせて補助事業者等に通知しなければならない。

2 補助金等の性格により要綱で条件を付する場合には、その条件は、公正なものでなければならず、いやしくも補助金等の交付の目的を達成するに必要な限度をこえて不当に補助事業者等に対し干渉することのないよう配慮すべきである。

(決定の通知)

第七条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

※運用規則

本条の通知は、補助金等の交付という支出負担の意思表示を意味するものであり、交付決定通知書により行なうものとする。

(申請の取下げ)

第八条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、別に定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

※運用規則

交付決定後の申請の取下げのできる期日は、要綱で定めるとともに交付決定通知書により申請者に通知するものとする。なお、取下げにあたっては、そのてん末を明確にするため、文書により申請をさせ、処理するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第九条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合

二 補助事業者等又は間接補助事業者等が、その責めに帰すべき事情によらないで、補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができなくなつた場合

3 第七条の規定は、第一項の取消し又は変更をした場合について準用する。

※運用規則

1 第1項の「その後の事情の変更」とは、補助事業者等の責めに属さない客観的な条件の変化で、それが交付決定後に生じたものをいい、「特別の必要が生じたとき」とは、その変化により補助事業等の能率的、効果的な遂行が期待できない場合をいうものである。

2 第2項第2号の具体的例としては、たとえば、事業を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができなくなつた場合、または補助金等もしくは間接補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができなくなつた場合で、しかもこれらの事由が補助事業者等または間接補助事業者等の責めに帰すべき事情によらないときをいうものである。

(補助事業等の遂行)

第十条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他知事の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行なわなければならない。いやしくも補助金等を他の用途に使用してはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、間接補助金等の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行なわせなければならない。

※運用規則

1 本条は、補助事業者等が補助事業等を遂行するにあたっての義務を規定したものである。

2 「善良な管理者の注意」とは、客観的にみて一般に要求される程度の注意義務である。

る。

(状況報告又は調査)

第十一条 知事は、別に定めるところにより、必要に応じて補助事業者等から補助事業等の遂行の状況について報告を求め、又は調査をすることがある。

※運用規則

- 1 状況報告は、当該補助事業等の遂行途上における事業の進捗状況をは握するために補助事業者等から求めるものとし、報告または調査の時期、内容等については、それぞれの補助金等の性格によって異なるのでそれぞれの要綱で定めることとなる。
- 2 本条の調査は、必要に応じ、現地調査によることもできるものである。

(補助事業等の遂行の指示等)

第十二条 知事は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者等に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

2 知事は、補助事業者等が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずるものとする。

※運用規則

- 1 第1項は、補助事業等の遂行の指示の規定であり、第11条の報告等により、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容または条件等に従って遂行されていない場合に行なうものとする。
- 2 補助事業等の遂行を指示したにもかかわらず、依然としてこれに従わないような場合には、第2項の規定により事業の一時停止を命ずるものとする。

(実績報告)

第十三条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、補助事業等の完了の日(補助事業等の廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日)から二箇月以内で別に定める期日までに行なわなければならない。

※運用規則

実績報告書は、補助事業等の経済的、社会的効果の判定および是正のための指示等補助金等の交付の目的を達成するために必要な措置をとる契機となる重要なものである。したがって、その内容については、より具体的に、実際的なものが要求されるので、その提出期限、様式、添付書類等については、それぞれの補助金等について要綱で定めることとなる。

(補助金等の額の確定)

第十四条 知事は、前条第一項の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

※運用規則

本条は、補助金等の額の確定の通知は、すべて行なうこととしているが、本条の運用としては、事務の簡素化の見地からすでに通知している交付決定額と確定額とが相違する場合についてのみ確定通知を行なうこととする。

(是正のための措置)

第十五条 知事は、第十三条第一項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につきこれに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して指示するものとする。

2 第十三条第一項の規定は、前項の規定による指示に従って行なう補助事業等について準用する。

※運用規則

補助金等の交付の決定を受けた者が、明白に決定の内容等に違反する場合は、交付決定の取消しの対象となるが、取消しを行なう前にもう一度補助事業者等に反省させるとともに、積極的に補助目的の達成をさせようとするのが本条の趣旨である。

(決定の取消し)

第十六条 知事は、補助事業者等が補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 知事は、間接補助事業者等が間接補助金等を他の用途に使用し、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

3 前二項の規定は、第十四条の規定による補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第七条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消しをした場合について準用する。

※運用規則

本条の取消しと第9条の取消しとの相違は、第9条の取消しが客観的な事情の変更により、将来にわたって取り消すものであるのに対し、本条の取消しは、相手方の義務違反に基づくいわゆる主観的な要件による取消しであり、過去にさかのぼって行なうものである。

(補助金等の返還)

第十七条 知事は、前条の規定により、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金等の返還を命ずるものとする。

※運用規則

返還期限については、取消しの内容、補助事業等の形態、補助事業者等の規模、会計年度等を考慮して、適当な期限を定めるものとする。

(加算金及び延滞金)

第十七条の二 補助事業者等は、第十六条第一項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 知事は、第一項及び第四項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者等の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 7 補助事業者等は、前項の申請をしようとするときは、その事由を記載した申請書にその補助金等の返還を遅延させないためにとつた措置及びその加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 8 第七条の規定は、第六項の規定による免除をした場合について準用する。

(財産の処分の制限)

第十八条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第六条第一項第四号の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 一 不動産及びその従物
- 二 機械及び重要な器具で別に定めるもの
- 三 その他補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるもの

- 2 前項ただし書の場合において、補助事業等の財産の全部又は一部が国が交付する補助金等であるときは、当該財産の処分の制限の期間は、当該補助事業等に係る財産の処分の制限の期間と同じ期間とする。

※運用規則

- 1 補助事業等により取得した財産は、補助金等が物に形を変えたものであり、補助事

業者等の所有に属するものであるとはいえ、多分に公益的性格を持つものであるといえる。したがって、本条は、その処分について一定の制限を加え、補助の目的にそって財産が使用されることを確保しようとする規定である。

- 2 財産処分の制限を受ける期間は、第2項の規定により国庫補助対象事業等にあつては、国の定める期間とするが、県単補助事業等にあつては、国の指定基準に準ずるものとし、機械及び重要な器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を参考として定めるものとする。
- 3 第1項第2号および第3号の別に定めるものは、補助金等の交付の目的等を考慮して必要最小限度のものについてそれぞれの要綱で定めるものとする。

（補則）

第十九条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

※運用規則

本条に基づき補助金等の交付等に関する要綱を定める場合には、「補助金等の交付等に関する要綱準則」を参考として定めるものとする。

第5 監査の対象とした補助金等

県から入手した「令和4年度負担金、補助及び交付金調」から、まず金額的重要性として交付額が1億円以上のものを対象として、さらに質的重要性として、補助事業名、補助先、財源等から検討すべき課題等が見込まれるものを監査の対象として抽出した。

対象とした補助金等は以下の50件である。

No	部	課	補助事業名	令和4年度 交付額（千円）
1	保健福祉部	社会福祉課	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	256,234
2	保健福祉部	社会福祉課	福島県避難者見守り活動支援事業（被災者見守り・相談支援事業）	639,942
3	保健福祉部	社会福祉課	福島県生活福祉資金貸付事業（生活福祉資金貸付原資）	1,734,475
4	保健福祉部	高齢福祉課	福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等）	360,024
5	保健福祉部	高齢福祉課	小規模介護施設等整備事業（介護職員の宿舎施設整備事業）	4,855
6	保健福祉部	高齢福祉課	社会福祉施設整備事業	613,050
7	保健福祉部	障がい福祉課	福祉・介護職員処遇改善事業	348,129
8	保健福祉部	保健福祉総務課	福島県立病院事業費補助事業	512,200
9	保健福祉部	地域医療課	福島県地域医療復興事業補助金	677,155

	祉部			
10	保健福祉部	地域医療課	福島県地域医療復興事業補助金（双葉地域公設医療機関等整備支援事業）	237,800
11	保健福祉部	地域医療課	福島県地域医療復興事業補助金（双葉地域二次医療提供体制整備事業）	1,122,539
12	保健福祉部	医療人材対策室	福島県地域医療復興事業補助金（地域医療等支援教員増員事業）	207,243
13	保健福祉部	医療人材対策室	福島県地域医療復興事業補助金（浜通り医療提供体制強化事業）	744,151
14	保健福祉部	新型コロナウイルス感染症対策事務局	福島県ワクチン・検査パッケージ活用等体制整備事業補助金	1,076,086
15	保健福祉部	医療人材対策室	助産師養成施設整備事業補助金	107,203
16	保健福祉部	食品生活衛生課	福島県生活基盤施設耐震化等交付金	581,893
17	保健福祉部	医療人材対策室	ふくしま国際医療科学センター運営事業（先端臨床研究センター運営事業）	451,153
18	保健福祉部	子育て支援課	施設型給付費地方単独費用補助金	568,177
19	保健福祉部	子育て支援課	福島県子ども・子育て支援交付金	2,347,486
20	保健福祉部	子育て支援課	福島県保育士修学資金貸付等事業（国庫貸付原資等分）	228,582
21	保健福祉部	子育て支援課	福島県安心こども基金	397,692
22	保健福祉部	子育て支援課	児童福祉施設災害復旧事業	302,110
23	保健福祉部	児童家庭課	福島県児童養護施設等生活環境改善事業	177,516
24	保健福祉部	児童家庭課	乳幼児医療費助成事業	628,280
25	保健福祉部	児童家庭課	子どもの医療費助成事業	3,310,148
26	保健福祉部	新型コロナウイルス感染症対策事務局	福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）補助金	29,769,204
27	保健福祉部	新型コロナウイルス感染症対策事務局	福島県自宅療養者診療支援事業補助金	1,551,956
28	保健福祉部	地域医療課	福島県医療施設等物価高騰対策支援金	247,840
28	保健福祉部	地域医療課	福島県救急医療施設運営事業費補助金	391,062

30	保健福祉部	地域医療課	福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金	109,181
31	保健福祉部	医療人材対策室	福島県地域医療復興事業補助金（医療人材確保緊急支援事業）	30,000
32	商工労働部	経営金融課	福島県経営支援プラザ等運営事業費補助金	106,411
33	商工労働部	経営金融課	福島県中小企業連携組織対策事業費補助金	143,567
34	商工労働部	経営金融課	新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）利子補給補助金	4,644,982
35	商工労働部	経営金融課	福島中小企業等グループ補助金（令和3年及び令和4年福島県沖地震）	4,909,571
36	商工労働部	次世代産業課	福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギー事業化実証研究支援事業補助金）	388,750
37	商工労働部	次世代産業課	福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（福島再生可能エネルギー研究所最先端研究・拠点化支援事業）	503,758
38	商工労働部	次世代産業課	課題解決型医療福祉機器等開発事業費補助金（開発支援）	26,717
39	商工労働部	企業立地課	ふくしま産業復興企業立地補助金	6,097,200
40	商工労働部	産業振興課	地域復興実用化開発等促進事業費補助金	5,909,943
41	商工労働部	空港交流課	福島空港定期路線維持緊急対策事業補助金	155,735
42	商工労働部	観光交流課	浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）補助金	37,475,000
43	総務部	私学法人課	私立学校運営費補助事業（一般補助）	6,523,498
44	総務部	私学法人課	私立学校教職員共済事業補助金	112,390
45	総務部	私学法人課	会津医療センター医療体制整備事業（公立大学法人補助金）	109,710
46	企画調整部	エネルギー課	一般財団法人福島県電源地域振興財団事業費	251,840
47	企画調整部	エネルギー課	福島県住宅用太陽光発電設備等設置補助事業	457,845
48	企画調整部	エネルギー課	福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギー導入支援事業：福島送電株式会社）	1,453,800
49	企画調整部	エネルギー課	福島県における再生可能エネルギーの	113,079

	整部	課	導入促進のための支援事業費補助金 (再生可能エネルギー導入支援事業： 福島復興風力合同会社)	
50	議会事務局		政務活動費交付金	205,200

IV 各論

第1 保健福祉部

1 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部社会福祉課																							
事業開始年度	昭和46年度																							
事業終期年度	—																							
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設職員等退職手当共済法 ・福島県社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金交付要綱 																							
補助対象経費	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金																							
主な補助対象者	独立行政法人 福祉医療機構																							
補助金の目的	社会福祉施設等の職員の待遇改善により、必要な職員の確保や資質の高い職員の定着化を図り、社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。																							
補助金の効果	<p>民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づく制度で、健全な福祉施設経営に貢献している。福島県の直近3年間の退職手当金の支給状況は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給人数</td> <td>人</td> <td>983</td> <td>962</td> <td>1,123</td> </tr> <tr> <td>給付金額</td> <td>千円</td> <td>1,712,715</td> <td>1,890,206</td> <td>2,104,310</td> </tr> <tr> <td>平均給付単価</td> <td>千円</td> <td>1,742</td> <td>1,965</td> <td>1,874</td> </tr> </tbody> </table>					単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	支給人数	人	983	962	1,123	給付金額	千円	1,712,715	1,890,206	2,104,310	平均給付単価	千円	1,742	1,965	1,874
	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度																				
支給人数	人	983	962	1,123																				
給付金額	千円	1,712,715	1,890,206	2,104,310																				
平均給付単価	千円	1,742	1,965	1,874																				
補助金の算定方法	退職手当金総所要額（都道府県）を社会福祉施設等職員数（都道府県）で除して算出した「単位金額」にその事業年度の福島県の職員数（確定値）を乗じた金額で定める。																							

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	283,431	278,894	274,866	268,144	256,234

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	—	—	—	—	—
県	283,431	278,894	274,866	268,144	256,234
合計	283,431	278,894	274,866	268,144	256,234

(3) 監査手続及び監査結果

社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金について、補助金交付額が1

億円以上の補助対象者を抽出して、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した結果、特に指摘すべき事項はない。

2 福島県避難者見守り活動支援事業(被災者見守り・相談支援事業)

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部社会福祉課
事業開始年度	平成27年度
事業終期年度	—
根拠法令	福島県避難者見守り活動支援事業(被災者見守り・相談支援事業)実施要領
補助対象経費	人件費、人件費以外の事業費
主な補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会に生活支援相談員等を配置する事業 ・NPO等民間支援団体が行う避難者生活支援事業 ・民生委員・児童委員が行う避難者支援活動を支援する事業 ・社会福祉協議会が行う避難者の孤立防止を図るためのサロン活動を支援する事業
補助金の目的	東日本大震災に伴う避難生活の長期化や、住宅再建により災害公営住宅等への移転など、それぞれの地域において避難者を取り巻く環境の変化に対応し、避難者の健康・生活支援のための事業を効果的に実施できるよう支援することにより、避難者の心身の健康の維持向上、生活の安定等に寄与することを目的とする。
補助金の効果	福島県内の21市町村社会福祉協議会に134名の生活支援相談員を配置し、避難者が安定的な日常生活を営むことができるよう個別訪問(見守り、相談支援等)及び、交流事業(サロン活動等)の開催支援を行う体制を整備し避難者支援事業を行った。
補助金の算定方法	福島県避難者見守り活動支援事業(被災者見守り・相談支援事業)交付要綱別表参照

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	832,433	734,432	669,758	603,942	639,992

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	832,433	734,432	669,758	603,942	639,992
県	—	—	—	—	—
合計	832,433	734,432	669,758	603,942	639,942

(3) 監査手続及び監査結果

福島県避難者見守り活動支援事業に関する補助金について、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出して、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

(ア) 補助対象事業者の外注業者選定について【指摘事項】

補助対象事業者が外注業者を選定する方法について、本補助金の交付要綱及び実施要綱には特段の記載はなく、実施要項に「社会通念上相応の単価を用いること」とあるのみで、選定の仕方は補助対象事業者に委ねられている。

県が外注業者を選定する際は、県が定めた契約手続の取扱い等に従って選定作業が行われる。補助対象事業者が支出する外注費は税金その他の貴重な財源でまかなわれていることを考えれば、支出額の適正性を確認するために補助対象事業者に対しても県と同等の選定ルールを求める必要がある。県担当者に確認したところ、今回補助対象となった事業者は公募型プロポーザル方式によって業務委託契約先を選定しているとのことであるが、県と同等の選定ルールが必要であることを明確にするため、交付要綱または実施要綱に明記するべきである。

(イ) 補助対象事業者の募集について【指摘事項】

当該補助金は、東日本大震災直後に各市町村に設置された災害ボランティアセンターから避難者見守りに関する業務を引き継いで業務を行っている団体に対するものであり、令和4年度は4団体に交付されている。

県担当者によると、補助を開始した経緯、避難区域の解除等に伴う避難者の減少、国庫補助額の減額によって当該事業は年々縮小していることから、当該補助金をホームページ等で公表して新規の補助対象事業者を募ることはしていないとの説明であるが、同様の活動を行う事業者が他にいないことが明白でない限り、当該事業者が補助金を受給する機会を逸することがないようにする必要がある。

公平性を確保する観点から、県は補助対象事業者の募集について、ホームページ等において公表するべきである。

3 福島県生活福祉資金貸付事業（生活福祉資金貸付原資）

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部社会福祉課
事業開始年度	令和元年度
事業終期年度	令和4年度
根拠法令	福島県生活福祉資金貸付事業補助金交付要綱
補助対象経費	生活福祉資金の貸付原資等
主な補助対象者	社会福祉法人福島県社会福祉協議会
補助金の目的	社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」）が生活福祉資金貸付事業を行う場合に、県社協に対し予算の範囲内で補助金を交付する。
補助金の効果	新型コロナウイルス感染症により一時的な資金が必要な方や生活の立て直しが必要な方へ資金の貸付を行うことで、生活に困窮された方のセーフティネットを強化した。 <貸付実績> 令和元年度 49件 7,660,000円 令和2年度 16,911件 5,475,426,000円 令和3年度 15,366件 6,355,185,000円 令和4年度 2,619件 936,850,000円
補助金の算定方法	「福島県生活福祉資金貸付事業補助金交付要綱」の別表1～3による

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

（単位：千円）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	—	451,000	5,181,000	11,209,803	1,734,475

財源内訳

（単位：千円）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	—	451,000	5,181,000	11,209,803	1,734,475
県	—	—	—	—	—
合計	—	451,000	5,181,000	11,209,803	1,734,475

(3) 監査手続及び監査結果

福島県生活福祉資金貸付事業に関する補助金について、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出して、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

本補助金の申請と実績報告について、交付要綱には以下の定めがあり、申請書

及び実績報告書に添付しなければならない書類の様式は、交付要綱に規定されている。

(申請書の様式など)

第3条 規則第4条第1項に規定する申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に定める。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は次のとおりとする。

- (1) 生活福祉資金貸付事業補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 生活福祉資金貸付原資及び欠損補てん積立金予定（別紙2）
- (3) 生活福祉資金貸付事業計画書（別紙3）
- (4) 収支予算書抄本

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する実績報告は、生活福祉資金貸付事業補助金に関する事業実績報告書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて、毎会計年度終了後2月以内（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日から20日以内）に行わなければならない。

- (1) 生活福祉資金貸付事業補助金精算書（別紙4）
- (2) 生活福祉資金貸付原資及び欠損補てん積立金計画（別紙5）
- (3) 生活福祉資金貸付事業報告書（別紙6）
- (4) 収支決算書等抄本

県が補助対象事業者から受領した書類から、以下の事項が検出された。

(ア) 申請書の様式について【指摘事項】

補助対象事業者が県に提出した申請書は、交付要綱が求める第1号様式とは異なる形式で作成されており、また、第1号様式が求める記載項目のうち「本件責任者氏名」が明記されていない。

県担当者からは、「様式とは若干異なる形式で記載されているが、当該補助対象事業者の責任者は担当者と同一と理解しているため、様式で求めている事項は記載されていると解した」旨の回答であったが、交付要綱が様式を定めている以上、様式から外れた書類は受領すべきではない。

(イ) 申請書及び添付書類間の不整合について【指摘事項】

補助対象事業者が提出した申請書の表題は「令和4年度福島県生活福祉資金貸付事業補助金（生活福祉資金貸付原資）補助金交付申請書」となっており、また、生活福祉資金貸付事業補助金所要額調書（別紙1）や生活福祉資金貸付原資及び欠損補てん積立金予定（別紙2）における記載区分も「貸付原資__生活福祉資金」となっている。しかし、生活福祉資金貸付事業計画書（別紙3）には、補助対象は「生活福祉資金貸付事業推進事務費__市町村社協事務費」と記載され、交付申請書、別紙1及び2と整合していない。

県担当者に質問したところ、「本申請は貸付事業推進事務費に係る申請であ

り、別紙3が正しい」旨の回答であった。すなわち、交付申請書の表題は「令和4年度福島県生活福祉資金貸付事業補助金（生活福祉資金貸付事業推進事務費）補助金交付申請書」と記載すべきところを「令和4年度福島県生活福祉資金貸付事業補助金（生活福祉資金貸付原資）補助金交付申請書」と誤記載し、別紙1は「貸付事業推進事務費」の区分に記載すべきところを誤って「貸付原資__生活福祉資金」に記載したものを受領してしまったとのことである。また、貸付事業推進事務費の場合には別紙2は提出不要とされているため、受領する必要のない別紙2を誤って受領してしまったとのことである。

交付要綱に沿った運用をすべきであり、また、申請書の記載に誤りがあるならば申請書を受領すべきではない。

(ウ) 実績報告書及び添付書類間の不整合について【指摘事項】

補助対象事業者が提出した事業実績報告書の表題は「令和4年度福島県生活福祉資金貸付事業補助金（生活福祉資金貸付原資）に関する事業実績報告書」となっており、また、生活福祉資金貸付事業補助金精算書（別紙4）における記載区分も「貸付原資__生活福祉資金」となっている。なお、生活福祉資金貸付原資及び欠損補てん積立金計画（別紙5）及び生活福祉資金貸付事業報告書（別紙6）は添付されていない。

県担当者に質問したところ、「本申請は貸付事業推進事務費に係る申請であり、別紙2同様別紙5は添付不要である」旨の回答であった。すなわち、事業実績報告書の表題は「令和4年度福島県生活福祉資金貸付事業補助金（生活福祉資金貸付事業推進事務費）に関する事業実績報告書」と記載すべきところを（生活福祉資金貸付原資）と誤記載し、別紙4は「貸付事業推進事務費」の区分に記載すべきところを誤って「貸付原資__生活福祉資金」に記載したものを受領してしまったとのことである。また、貸付事業推進事務費の場合には別紙5は提出不要とされているため、受領する必要のない別紙5を誤って受領してしまったとのことである。さらに、交付要綱が求める別紙6の添付が漏れている。

交付要綱に沿った運用をすべきであり、また、実績報告書の記載誤りや書類の添付漏れがあるならば実績報告書を受領すべきではない。

誤った記載の申請書を使って交付決定が行われ、実際の支出と異なる記載の実績報告書をもとに成果確認が行われて「適正に執行されたものと認める」旨の結論となっている。交付申請のチェック作業も成果確認作業も問題があるといわざるを得ない。規則等のルールに沿った運用をすべきである。

4 福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等）

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部高齢福祉課
事業開始年度	令和4年度
事業終期年度	令和4年度
根拠法令	令和4年度福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業（高齢者施設等）補助金交付要綱
補助対象経費	令和4年度の上半期における光熱費及び車両に係る燃料費の負担増
主な補助対象者	県内において社会福祉施設等を運営する法人等
補助金の目的	コロナ禍において、感染対策に係る経費が嵩むなか、県内の社会福祉施設等においても原油価格・物価高騰の影響による負担増がさらに経営を圧迫しており、事業者負担が継続することで、利用者等へのサービス低下や職員処遇への悪影響が懸念されることから、社会福祉施設等の負担増を軽減することで、当面のサービス維持を支援する。
補助金の効果	県内の高齢者施設等2,039施設に対し計約3億6千万円の補助金を交付することで原油価格高騰等による光熱費・車両燃料費の事業者負担分の軽減を図り、介護サービス事業等の継続に資することができた。
補助金の算定方法	（光熱費） 令和3年4月～9月分の合計額と令和4年4月～9月分の合計額を比較して令和4年分の額が大きい場合、その差額の2分の1以内の額（施設規模に応じた上限額限度） （車両燃料費） 令和4年4月～9月の間に使用する車両種別に応じた定額補助（上限額限度）

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	—	—	—	—	360,024

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	—	—	—	—	321,714
県	—	—	—	—	38,310
合計	—	—	—	—	360,024

(3) 監査手続及び監査結果

福島県社会福祉施設等物価高騰対策事業に関する補助金について、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成

果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

(ア) 仕入税額控除報告書の回収について【指摘事項】

補助金交付要綱第 12 条は「補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式 3）を知事に提出しなければならない」旨を定めているが、令和 4 年度に交付した補助対象事業者 567 法人のうち、令和 5 年 12 月 20 日時点で提出済の報告書は 341 件しかなく、回収率は 6 割に留まっていた。速やかな回収に努めるべきである。

（令和 5 年 12 月 20 日現在）

	補助金交付事業者 全体 ①	うち 報告書提出事業者 ②	報告書提出割合 ②/①
補助金交付件数	567 件	341 件	60.1%
補助金交付金額	360,024 千円	249,348 千円	69.3%

(イ) 定額補助について【意見】

今回、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除が確定した場合には「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の提出を求めたうえで、当該消費税及び地方消費税の全額又は一部の返還を求める手続を要綱は規定しているが、前述のとおり、報告書の回収は遅延している。

全件回収には多大な労力が必要で、すべての補助対象事業者が提出するまで督促作業が続くとともに、報告書回収後は記載内容の検証及び審査を行い、消費税及び地方消費税の全額又は一部返還を求める補助対象事業者に対しては返還通知書類の作成及び納入通知の発送が行われ、返還金がすべて回収されるまで未回収債権の管理作業が続くことになる。

令和 4 年度に交付し、令和 5 年 12 月 20 日現在までに報告書を提出した補助対象事業者 341 件の実績をまとめた結果は以下のとおりであるが、交付した補助金合計 249,348 千円に対して返還金合計は 849 千円と補助金額の 0.3%である。費消する職員の労力と回収する返還金が釣り合っているとは考えにくい状況である。

（令和 5 年 12 月 20 日現在）

	報告書提出事業者 ①	うち 返還が必要な事業者 ②	返還割合 ②/①
補助金交付金額	249,348 千円	849 千円	0.3%
補助金交付件数	341 件	67 件	19.6%

原油価格・物価高騰という社会情勢の影響をまったく受けていない社会福祉施設等はないことから、定額補助によったとしても、光熱費及び車両に係る燃料費の負担増の軽減という補助金が期待する効果は得られるであろうし、上記を総合的に勘案すれば、東北6県のうち本県を除く5県が定額補助を選択したとの判断も納得できる。

福島県補助金等の交付等に関する要綱準則では、「補助金は、それぞれの目的、性格及び手続き等が異なるので、要綱に定める場合はそれらを考慮する」旨の記載があり、必要に応じ柔軟に規定することが認められている。福島県も令和5年度は定額補助に切り替えたと聞いているが、補助金の交付要綱の設定に際しては、他県の情報等も収集したうえで、費用対効果を総合的に判断しての対応が望まれる。

5 小規模介護施設等整備事業（介護職員の宿舎施設整備事業）

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部高齢福祉課
事業開始年度	令和3年度
事業終期年度	令和5年度
根拠法令	福島県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）実施要綱
補助対象経費	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
主な補助対象者	民間事業者
補助金の目的	介護職員のための宿舎施設が整備される。
補助金の効果	介護職員がはたらきやすくなる環境が整備された。
補助金の算定方法	事業費に3分の1を乗じた額

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

（単位：千円）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	—	—	—	20,605	4,855

財源内訳

（単位：千円）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	—	—	—	13,737	3,237
県	—	—	—	6,868	1,618
合計	—	—	—	20,605	4,855

(3) 監査手続及び監査結果

小規模介護施設等整備事業に関する補助金について、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

(ア) 補助対象事業者の建設業者選定について【指摘事項】

補助対象事業者が建設業者を選定する方法について、本補助金の交付要綱には特段の記載はなく、選定の仕方は補助対象事業者に委ねられている。

県が建設業者を選定する際には、県が定めた契約手続の取扱い等に従って作業が行われる。また、保健福祉部が交付する他の補助事業では、交付要綱に「ハード整備事業者がハード整備事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない

い」旨を明記し、補助対象事業者に県と同様の契約手続を求めているものもある。

県担当者に確認したところ、「県が当該事業を実施することとなった際に参考とした国の地域医療介護総合確保基金管理運営要領には、契約手続きの取扱いに関する規定が明記されている。理由は不明であるが、県が交付要綱を作成した際には契約手続きの取扱いに関する規定は盛り込まれなかった」とのことである。

確認したところ、今回補助対象となった事業者は条件付き一般競争入札によって建設業者を選定していたが、県と同等の選定ルールが必要であることを明確にするため、交付要綱等において、事業実施で締結される契約手続は県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない旨を明記すべきである。

(イ) 補助対象事業の進捗について【意見】

今回検証対象となった補助事業者が令和5年3月15日に提出した交付申請書に添付された事業計画書には、以下のスケジュールが記載されていた。

着手予定期日__令和5年3月28日

完了予定期日__令和6年2月20日

利用開始（予定）年月日__令和6年3月1日

令和5年12月11日時点で県担当者に当該事業の進捗状況を確認したところ、「令和5年3月23日に交付決定を通知して以降、今時点では補助対象事業者に進捗報告は求めておらず、業者の選定方法や工事の発注結果、工事の進捗状況等は把握していない」旨の回答であった。

県の規則には、「必要に応じて補助事業者等から補助事業等の遂行の状況について報告を求め、又は調査をすることがある」と記載されており、明確な時期が定められているわけではないが、工程全体の8割近く日数が経過しているにも関わらず、工事の進捗確認が行われていないのは問題である。県は補助対象事業が補助金の交付を決定した内容に従って遂行されているか補助事業者等に適宜報告を求め、本事業の進捗状況を適宜把握し監督すべきである。

6 社会福祉施設整備事業

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部高齢福祉課
事業開始年度	平成 17 年度
事業終期年度	—
根拠法令	福島県老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費負担（補助）金交付要綱
補助対象経費	特別養護老人ホーム等の創設等整備費
主な補助対象者	市町村、社会福祉法人等
補助金の目的	各圏域の特性に配慮しつつ、特別養護老人ホーム等について県高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画に基づいて整備促進を図る。
補助金の効果	県高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画に基づき、各圏域に過不足なく施設を整備することで、本県の高齢者福祉の充実に寄与した。
補助金の算定方法	3,000 千円/床※改築調整率×1.2

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額 (単位：千円)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付額	238,260	337,755	566,445	336,500	613,050

財源内訳 (単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
国	—	—	—	—	—
県	238,260	337,755	566,445	336,500	613,050
合計	238,260	337,755	566,445	336,500	613,050

(3) 監査手続及び監査結果

社会福祉施設整備事業に関する補助金について、補助金交付額が 1 億円以上の補助対象者を抽出して、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に正しい適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

(ア) 補助基準単価について【意見】

本事業の令和 4 年度の補助基準単価は 3,000 千円/床（改築：3,600 千円/床）に設定されているが、この単価は事業導入初年度（平成 17 年度）から変わっていない。参考までに、県に保管されている最も古い補助対象事業（平成 29 年度）と令和 4 年度の補助対象事業を比較した結果は以下のとおりである。

	平成 29 年度	令和 4 年度	
定員	本体 98 名、ショートステイ 2 名	本体 100 名、ショートステイ 20 名	本体 109 名、ショートステイ 11 名
工事費（建築・電気・機械設備）①	738,034 千円	1,980,000 千円	1,771,000 千円
建築延床面積 ②	3,097 m ²	6,501 m ²	5,843 m ²
県補助金 ③	326,700 千円	330,000 千円	343,500 千円
自己負担額 ①－③	411,334 千円	1,650,000 千円	1,427,500 千円
県補助金÷工事費 ③÷①	44.3%	16.7%	19.4%
建築に係る m ² 単価 ①÷②	238,286 円/m ²	304,533 円/m ²	303,072 円/m ²
(参考) 建設工事費デフレーター (国土交通省公表__2015 年度基準建築総合)	102.2	121.1	

上記のとおり、補助基準単価を見直してこなかった結果、工事費（建築・電気・機械設備）に対する補助金の割合は 44.3%から案件によっては 16%程度にまで低下し、補助対象事業者の自己負担額は大きく増加している。

これは、建設工事費デフレーター（国土交通省公表__2015 年度基準建築総合）が平成 29 年度（102.2）から令和 4 年度（121.1）までに 18%も増加していることからわかるとおり、建設コストの大幅な増加が主な要因である。

さらに、本補助金の補助基準単価が設定された当時は相部屋が基本だったが、入居者のニーズの変化で、現在は個室が基本のユニット型の建物が主流となった結果、同程度の定員でも建築延床面積が大きく増加し、建設総コストの上昇に拍車をかけている。

補助基準単価が設定された平成 17 年度（建設工事費デフレーター90.4）から令和 4 年度までに、建設工事費デフレーターは 34%も増加して現在も上昇を続け、入居者ニーズも変化して施設整備に要する費用は今後ますます増加することが予想される。社会福祉施設を取り巻く環境の変化に合わせ、補助基準単価の定期的な見直しが望まれる。

(イ) 資料の保存期間について【指摘事項】

福島県補助金等の交付等に関する規則には以下の記載があり、補助事業等により取得した財産の処分に一定の制限を加えている。

(財産の処分の制限)

第 18 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用

し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第6条第1項第4号の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で別に定めるもの
- (3) その他補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるもの

2 前項のただし書きの場合において、補助事業等の財源の全部又は一部が国が交付する補助金等であるときは、当該財産の処分の制限の期間は、当該補助事業等に係る財産の処分の制限の期間と同じ期間とする。

これは、補助の目的にそって財産が使用されることを確保することを目的としたものであり、制限される期間は財産の耐用年数を勘案して定めることとなっているため、当該補助事業の対象資産はその間処分が制限されることになる。

よって、補助対象事業者が当該条項を遵守しているかを監督するためには、県は当該補助金に係る書類を当該補助財産の処分制限期間が経過するまで保存する必要があるが、県のルールでは補助金に係る書類の保存期間は5年となっており整合していない。

今回、当該補助金導入初期の情報を得るため事業導入初年度（平成17年度）の資料の提出を求めたが書類はすでに破棄されており、平成28年度以前の資料は保存されていなかった。すなわち、補助の目的にそって財産が使用されているか、財産が耐用年数経過前に処分されていないかを検証するための資料は県にはもう残されていないのである。一方、同じ部内であっても、財産処分制限期間の間は書類が保存されている補助事業もあり、実際の書類の保存期間は部内で統一されていない。

規則第18条の実効性を確保するため、補助金に係る書類の保存期間は規則第18条と整合させるべきである。

7 福祉・介護職員処遇改善事業

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部障がい福祉課
事業開始年度	令和4年度
事業終期年度	令和4年度
根拠法令	福島県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱
補助対象経費	実際に施設・事業所に勤務する福祉・介護職員等の処遇改善に充てられた経費として実施要綱に基づき算出された経費
主な補助対象者	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定する福島県内に所在する障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所又は障害児入所施設を運営する法人（福島県国民健康保険団体連合会を通して支給）
補助金の目的	福祉・介護職員の処遇の改善を図る
補助金の効果	1,094 事業所を対象に補助を行い、福祉・介護職員の処遇改善の一助となった。
補助金の算定方法	事業所の月の総報酬×交付率（対象月分）

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

（単位：千円）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	—	—	—	—	348,129

財源内訳

（単位：千円）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	—	—	—	—	348,129
県	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	348,129

(3) 監査手続及び監査結果

福祉・介護職員処遇改善事業に関する補助金について、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出して、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した結果、特に指摘すべき事項はない。

8 福島県立病院事業費補助事業

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部保健福祉総務課
事業開始年度	昭和 38 年度
事業終期年度	—
根拠法令	福島県立病院事業費補助金等交付要綱
補助対象経費	病院事業運営経費
主な補助対象者	福島県病院事業管理者
補助金の目的	地方公営企業法に基づき、県一般会計から県立病院事業会計へ経費の補助を行い、政策医療を始めとする県立病院事業の適正かつ持続的な運営に寄与する。
補助金の効果	県立病院事業が適正かつ持続的に運営されることにより、地域に必要な医療の安定的な提供に貢献した。
補助金の算定方法	交付要綱に定める対象経費に対して補助を行う。

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付額	712, 679	838, 735	577, 800	559, 191	512, 200

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
国	—	—	—	—	—
県	712, 679	838, 735	577, 800	559, 191	512, 200
合計	712, 679	838, 735	577, 800	559, 191	512, 200

(3) 監査手続及び監査結果

福島県立病院事業に関する補助金について、補助金交付額が 1 億円以上の補助対象者を抽出して、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

(ア) 実績報告について【指摘事項】

県が交付した補助金は、福島県立病院事業の person 費や本局経費等の医業費用等に充てられている。そのうち、医業費用の統括管理費は、交付申請時の支出計画額は 199, 711 千円となっていたが、実績報告時の決算（見込）報告書では 238, 435 千円と記載され、実績は計画額を 38, 724 千円（+19%）超過していた。

実績が計画額を超過した理由について県担当者に質問したところ、超過した

理由だけでなく、当該項目の計画額と実績に乖離があること自体を把握していなかった。

統括管理費は固定費的要素が強く、また、その計画額は必要と見込まれる支出を精査した結果である。それにも関わらず、実績が計画額を2割も超過しているのだから、県は成果確認調査の段階でその理由を確認すべきであろう。医療費用全体では、新型コロナ感染症拡大による影響等で減少しているものの、内訳項目の検証をしなくてよい理由にはならない。確認を行わないまま調査を完了していることは問題である。

補助金は税金その他の貴重な財源でまかなわれているのだから、県には補助事業が能率的に遂行されているか監督する責任がある。実効性のある成果確認調査をお願いしたい。

9 福島県地域医療復興事業補助金（警戒区域等医療施設再開支援事業）

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部地域医療課
事業開始年度	平成29年度
事業終期年度	令和7年度
根拠法令	福島県地域医療復興事業補助金交付要綱
補助対象経費	警戒区域等で再開・開設する医療機関等の施設・設備整備及び運営に必要な人件費等運営経費
主な補助対象者	警戒区域等で再開・開設する医療機関等
補助金の目的	警戒区域等で再開・開設する医療機関等の施設・設備整備や運営等に要する経費を補助することで、医療の復興・再構築を図り、帰還や移住する住民が医療面で不安なく生活できる環境を整備する。
補助金の効果	診療所の運営費等に補助金を交付することにより、当該地域の医療提供体制の再構築に寄与している。
補助金の算定方法	実支出額

(2) 助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	519,415	389,319	760,878	549,172	677,155

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	519,415	389,319	760,878	549,172	677,155
県	—	—	—	—	—
合計	519,415	389,319	760,878	549,172	677,155

(3) 監査の結果

福島県地域医療復興事業補助金の交付に関して、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

(ア) 仕入税額控除について【指摘事項】

消費税の確定に伴うに補助金の返還について、交付要綱には以下のように規定されている。

(消費税及び仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を、福島県地域医療復興事業仕入れに係る消費税相当額報告書(第11号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

現状では、県は、事業者の仕入控除税額が確定しても主体的にこれを確認できる情報は入手できておらず、仮に事業者が失念した場合はそのまま返還は行われぬまま終了する可能性が高い。

消費税仕入控除税額があった場合のみ報告書の提出を求めるのではなく、無かった場合も含めて、有無に関する報告書を県へ提出するように改めるべきである。

また、上記交付要綱12条2項において「知事は・・・全部又は一部の返還を命じることができる」との書きぶりになっており、返還を命じるかどうかは知事の裁量によると解釈できる。しかし、他の補助金の交付要綱では「できる」規定ではなく、「返還を命じるものとする」のように知事に裁量があるものではない。公金である補助金を交付する趣旨からいっても、補助金によって利得があった場合は返還されるべきである。

したがって、「できる」との書きぶりは好ましくなく、交付要綱を改訂するとともに、知事は返還を命じるものとして運用を行うべきである。

10 福島県地域医療復興事業補助金（双葉地域公設医療機関等整備支援事業）

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部地域医療課
事業開始年度	平成29年度
事業終期年度	令和7年度
根拠法令	福島県地域医療復興事業補助金交付要綱
補助対象経費	双葉郡立診療所等の運営に必要な人件費等運営経費
主な補助対象者	病院局、双葉地方広域市町村圏組合
補助金の目的	双葉地域に帰還した住民等の安心を確保するために開設された「ふたば医療センター附属ふたば復興診療所」（リカーレ）の運営に必要な経費を支援する。また、東日本大震災及び原子力災害により避難している住民のため、双葉郡の町村が協力して、いわき市の復興公営住宅団地内に設置した2箇所の郡立診療所の運営に必要な経費を支援する。
補助金の効果	診療所の運営費に補助金を交付することにより、帰還住民や避難住民が医療の提供を受ける機会の拡大に寄与している。
補助金の算定方法	実支出額

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	240,537	229,015	243,543	245,951	237,800

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	240,537	229,015	243,543	245,951	237,800
県	—	—	—	—	—
合計	240,537	229,015	243,543	245,951	237,800

(3) 監査の結果

福島県地域医療復興事業補助金の交付に関して、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

(7) 仕入税額控除について【指摘事項】

消費税の確定に伴うに補助金の返還について、交付要綱には以下のように規定されている。

(消費税及び仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第11条 補助事業者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を、福島県地域医療復興事業仕入れに係る消費税相当額報告書（第11号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

現状では、県は、事業者の仕入控除税額が確定しても主体的にこれを確認できる情報は入手できておらず、仮に事業者が失念した場合はそのまま返還は行われぬまま終了する可能性が高い。

消費税仕入控除税額があった場合のみ報告書の提出を求めるのではなく、無かった場合も含めて、有無に関する報告書を県へ提出するように改めるべきである。

また、上記交付要綱11条2項において「知事は・・・全部又は一部の返還を命じることができる」との書きぶりになっており、返還を命じるかどうかは知事の裁量によると解釈できる。しかし、他の補助金の交付要綱では「できる」規定ではなく、「返還を命じるものとする」のように知事に裁量があるものではない。公金である補助金を交付する趣旨からいっても、補助金によって利得があった場合は返還されるべきである。

したがって、「できる」との書きぶりは好ましくなく、交付要綱を改訂するとともに、知事は返還を命じるものとして運用を行うべきである。

11 福島県地域医療復興事業補助金（双葉地域二次医療提供体制整備事業）

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部地域医療課
事業開始年度	平成29年度
事業終期年度	令和7年度
根拠法令	福島県地域医療復興事業補助金交付要綱
補助対象経費	病院の運営に必要な人件費等運営経費
主な補助対象者	病院局
補助金の目的	双葉地域の二次救急医療提供体制を確保するため、「ふたば医療センター附属病院」の運営に必要な経費を補助する。
補助金の効果	病院の運営費に補助金を交付することにより、当該地域の医療提供体制の再構築に寄与している。
補助金の算定方法	実支出額

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	1,094,529	957,095	822,341	889,649	1,122,539

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	1,094,529	957,095	822,341	889,649	1,122,539
県	—	—	—	—	—
合計	1,094,529	957,095	822,341	889,649	1,122,539

(3) 監査の結果

福島県地域医療復興事業補助金の交付に関して、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

(ア) 仕入税額控除について【指摘事項】

消費税の確定に伴うに補助金の返還について、交付要綱には以下のように規定されている。

(消費税及び仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を、福島県地域医療復興事業仕入れに係る消費税相当額報告書（第11号様

式)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

現状では、県は、事業者の仕入控除税額が確定しても主体的にこれを確認できる情報は入手できておらず、仮に事業者が失念した場合はそのまま返還は行われないまま終了する可能性が高い。

消費税仕入控除税額があった場合のみ報告書の提出を求めるのではなく、無かった場合も含めて、有無に関する報告書を県へ提出するように改めるべきである。

また、上記交付要綱 11 条 2 項において「知事は・・・全部又は一部の返還を命じることができる」との書きぶりになっており、返還を命じるかどうかは知事の裁量によると解釈できる。しかし、他の補助金の交付要綱では「できる」規定ではなく、「返還を命じるものとする」のように知事に裁量があるものではない。公金である補助金を交付する趣旨からいっても、補助金によって利得があった場合は返還されるべきである。

したがって、「できる」との書きぶりは好ましくなく、交付要綱を改訂するとともに、知事は返還を命じるものとして運用を行うべきである。

12 福島県地域医療復興事業補助金（地域医療等支援教員増員事業）

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部医療人材対策室
事業開始年度	平成22年
事業終期年度	-
根拠法令	福島県地域医療復興事業補助金交付要綱
補助対象経費	補助金交付要綱等で定めるとおり
主な補助対象者	公立大学法人福島県立医科大学
補助金の目的	相双医療圏内の中核病院等の支援
補助金の効果	地域医療等支援教員として医大より17名の非常勤医師を派遣し、相双医療圏内の中核病院等を支援した。
補助金の算定方法	補助金交付要綱等に基づき算定する

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	189,310	195,922	198,278	200,652	207,243

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	189,310	195,922	198,278	200,652	207,243
県	-	-	-	-	-
合計	189,310	195,922	198,278	200,652	207,243

(3) 監査の結果

福島県地域医療復興事業補助金の交付に関して、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した結果、特に指摘すべき事項はない。

13 福島県地域医療復興事業補助金（浜通り医療提供体制強化事業）

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部医療人材対策室
事業開始年度	平成25年
事業終期年度	-
根拠法令	福島県地域医療復興事業補助金交付要綱
補助対象経費	補助金交付要綱等で定めるとおり
主な補助対象者	浜通り地域の医療機関
補助金の目的	東日本大震災で離職した医療従事者の流出防止を図り、県内の医療提供体制の回復及び復興に繋げるため、事業を実施する医療機関等に対し医療人材の雇用・確保等に要する経費を補助する。
補助金の効果	浜通り地域の医療人材の確保に繋がった R3年度 県外医療支援：医師数 509名 R4年度 県外医療支援：医師数 515名
補助金の算定方法	補助金交付要綱等に基づき算定

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	715,444	639,371	710,532	746,757	744,151

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	715,444	639,371	710,532	746,757	744,151
県	-	-	-	-	-
合計	715,444	639,371	710,532	746,757	744,151

(3) 監査の結果

福島県地域医療復興事業補助金の交付に関して、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した結果、特に指摘すべき事項はない。

14 福島県ワクチン・検査パッケージ活用等体制整備事業補助金

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策事務局 (総括班 感染症企画チーム)
事業開始年度	令和3年度
事業終期年度	令和4年度
根拠法令	新型インフルエンザ等対策特別措置法
補助対象経費	別表
主な補助対象者	薬局、医療機関、民間検査機関
補助金の目的	旅行・イベント等のために県民等が受ける検査を無料化するため
補助金の効果	無料化によりワクチン・検査パッケージ制度の定着促進が図られ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に一定の効果があったものと考えられる。
補助金の算定方法	別表

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額 (単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	—	—	—	339,712	1,076,086

財源内訳 (単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	—	—	—	339,712	1,026,791
県	—	—	—	—	49,295
合計	—	—	—	339,712	1,076,086

(3) 監査の結果

福島県ワクチン・検査パッケージ活用等体制整備事業補助金の交付に関して、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

(ア) 仕入税額控除について【指摘事項】

消費税の確定に伴うに補助金の返還について、交付要綱には以下のように規定されている。

(消費税及び仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者等は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に関する消費税仕入控除税額が確定した場合は、第8号様式により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

現状では、県は、事業者の仕入控除税額が確定しても主体的にこれを確認できる情報は入手できておらず、仮に事業者が失念した場合はそのまま返還は行われぬまま終了する可能性が高い。

消費税仕入控除税額があった場合のみ報告書の提出を求めるのではなく、無かった場合も含めて、有無に関する報告書を県へ提出するように改めるべきである。

また、上記交付要綱11条において「知事は・・・全部又は一部の返還を命じることがある」との書きぶりになっており、返還を命じるかどうかは知事の裁量によると解釈できる。しかし、他の補助金の交付要綱では「ことがある」規定ではなく、「返還を命じるものとする」のように知事に裁量があるものではない。公金である補助金を交付する趣旨からいっても、補助金によって利得があった場合は返還されるべきである。

したがって、「ことがある」との書きぶりは好ましくなく、交付要綱を改訂するとともに、知事は返還を命じるものとして運用を行うべきである。

15 助産師養成施設整備事業補助金

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部医療人材対策室
事業開始年度	令和4年度
事業終期年度	令和4年度
根拠法令	助産師養成施設整備事業補助金交付要綱
補助対象経費	交付要綱等に定めるとおり。
主な補助対象者	補助事業者は、公立大学法人福島県立医科大学
補助金の目的	助産師養成施設の開設に必要な教育実習機器等、備品・什器、蔵書の整備を行う。
補助金の効果	備品等の整備に対する補助を行ったことにより、迅速かつ計画的に整備することができ、助産師養成施設を令和5年4月より開設することができた。
補助金の算定方法	交付要綱等に基づき算定する。

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額 (単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	—	—	—	—	107,203

財源内訳 (単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	—	—	—	—	—
県	—	—	—	—	107,203
合計	—	—	—	—	107,203

(3) 監査の結果

助産師養成施設整備事業補助金の交付に関して、補助金監査の着眼点に基づき監査手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はない。

16 福島県生活基盤施設耐震化等交付金

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部食品生活衛生課
事業開始年度	平成 27 年度
事業終期年度	—
根拠法令	福島県生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱、生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱(国要綱)、生活基盤施設耐震化等交付金交付要領(国要領)
補助対象経費	水道施設の整備費等
主な補助対象者	水道(用水供給)事業者(地方公共団体等)
補助金の目的	水道施設の耐震化の取組や老朽化対策及び水道事業の広域化の取組を支援することにより、生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すること
補助金の効果	水道施設の耐震化、老朽施設の更新等を実施し、災害や事故に強い水道の構築を図った 【交付市町村／事業件数】 平成 30 年度 21 市町村/28 件 令和元年度 20 市町村/24 件 令和 2 年度 22 市町村/26 件 令和 3 年度 20 市町村/26 件 令和 4 年度 22 市町村/31 件
補助金の算定方法	国要領で定められた算定基準から各事業者が算出した各費用に、補助事業ごとに定められた交付率を乗じる

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額 (単位：千円)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付額	830,020	673,199	699,254	660,719	581,893

財源内訳 (単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
国	830,020	673,199	699,254	660,719	581,893
県	—	—	—	—	—
合計	830,020	673,199	699,254	660,719	581,893

(3) 監査の結果

生活基盤 施設耐震化等交付金の交付に関して、補助金交付額が 1 億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い

適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した結果、特に指摘すべき事項はない。

17 ふくしま国際医療科学センター運営事業（先端臨床研究センター運営事業）

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部医療人材対策室
事業開始年度	事業により平成23年度又は平成29年度
事業終期年度	事業により令和6年度又は令和7年度
根拠法令	福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））基金交付要綱、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（福島健康不安対策事業））実施要綱、先端臨床研究センター運営事業（放射性薬剤研究開発等）補助金交付要綱等、放射線医学研究開発拠点整備費等補助金交付要綱、先端臨床研究センター運営事業（PET 運営費等）補助金交付要綱等
補助対象経費	補助金交付要綱等で定めるとおり
主な補助対象者	公立大学法人福島県立医科大学
補助金の目的	将来にわたる県民の健康維持・増進を図るため。
補助金の効果	研究開発等の進展により、将来にわたり県民の健康維持・増進を図る。
補助金の算定方法	補助金交付要綱等に基づき算定する。

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額 (単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	315,587	315,938	380,509	364,673	451,153

財源内訳 (単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	315,587	315,938	380,509	364,673	451,153
県	—	—	—	—	—
合計	315,587	315,938	380,509	364,673	451,153

(3) 監査手続及び監査結果

ふくしま国際医療科学センター運営事業に関する補助金について、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出して、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

(ア) 放射性薬剤研究開発のスケジュール管理と実現可能性について【意見】

本事業の一環である放射性薬剤研究開発は、「県民の放射線による健康不安解消の一助として、福島県立医科大学による放射性薬剤の研究開発事業を支援し加速化することで、先進的ながん治療に関する福島県立医科大学の信頼性を

高めること」にあり、県担当者によると、「県民の健康不安を払拭するほか、放射性薬剤が開発されることにより、県民のみならず、国民はもとより場合によっては全世界で薬剤が普及し、がん治療等に寄与する」という成果を期待し、平成29年度からこれまでに延べ17億円あまりの補助金が交付されている。

福島県立医科大学が作成した「令和3～7年度放射性薬剤研究開発に係るロードマップ」によると、現在、褐色細胞腫治療薬と前立腺がん治療薬の開発に係るプロジェクトが進行しており、先行している褐色細胞腫治療薬の開発プロジェクトは治験段階にあり、予定どおりに進捗すれば令和9年度以降に薬事申請が行われる計画である。また、前立腺がん治療薬の開発プロジェクトは薬剤を開発している段階であり、予定どおりに進捗すれば令和6年度から非臨床試験を開始する計画である。

補助金の主目的のひとつは、放射性薬剤の開発である。薬剤開発は長期間にわたるプロジェクトであるから、補助事業の費用対効果を検証するためには開発にかかる総費用を把握し、開発プロジェクトが当初計画どおりに進捗し、期待される効果に見合う費用に収まるかを検証していくことが重要である。当初計画どおりに進捗していなければ開発にかかる総費用が増加し、結果として費用対効果が悪くなるからである。

県は、現時点で令和7年度までのロードマップしか入手しておらず、薬事申請時期等の具体的なスケジュールを記した当初計画を入手していない。当初計画を入手しなければ、薬剤開発にかかる総費用を把握することができず、研究開発の費用対効果を検討することもできないであろう。

本事業の財源は国からのものではあるが、補助金等が税金その他の貴重な財源でまかなわれていることを考えれば、プロジェクトの進捗を注視し、場合によっては開発プロジェクトの中止を検討することもありうる。当補助金の目的及び効果も抽象的であり、また、薬剤研究開発は通常多額の金額と長期間を有し、創薬までの確率もかなり低いものとなっているのも事実である。

各プロジェクトの具体的なスケジュールを記した当初計画を早急に入手し、その内容を検討すべきである。

18 施設型給付費地方単独費用補助金

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部子育て支援課
事業開始年度	平成 27 年度
事業終期年度	—
根拠法令	施設型給付費地方単独費用補助金交付要綱
補助対象経費	子ども・子育て支援法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る費用
主な補助対象者	市町村
補助金の目的	子ども・子育て支援法附則第 9 条に伴い市町村が負担する施設型給付費等の地方単独費用部分に対し補助を行うことで、子どもが健やかに成長することに支援することを目的とする。
補助金の効果	子どもの健やかな成長に寄与した。
補助金の算定方法	市町村が負担する当該特定教育・保育施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の合計額（公定価格）と、補助基準額（法附則第 9 条第 1 項第 1 号イ並びに同項第 2 号イ（1）及びロ（1）並びに同項第 3 号イ（1）及びロ（1）の規定による内閣総理大臣が定める基準により算定した額（国庫負担対象額）との差額）を比較していずれか少ない方の金額に 2 分の 1 を乗じて得た額

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付額	482, 119	508, 191	583, 660	572, 692	568, 177

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
国	—	—	—	—	—
県	482, 119	508, 191	583, 660	572, 692	568, 177
合計	482, 119	508, 191	583, 660	572, 692	568, 177

(3) 監査手続及び監査結果

施設型給付費地方単独費用補助金について、補助金交付額が 1 億円以上の補助対象者を抽出して、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した結果、特に指摘すべき事項はない。

19 福島県子ども・子育て支援交付金

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部子育て支援課
事業開始年度	平成 27 年度
事業終期年度	—
根拠法令	子ども・子育て支援法
補助対象経費	地域子ども・子育て支援事業に要する経費
主な補助対象者	市町村
補助金の目的	子ども・子育て支援の着実な推進
補助金の効果	子育てがしやすい地域の推進に寄与した。 平成 30 年度：県費 50 市町村 令和元年度：県費 54 市町村 令和 2 年度：県費 53 市町村 コロナ分 35 市町村 令和 3 年度：県費 53 市町村 コロナ分 28 市町村 令和 4 年度：県費 54 市町村 コロナ分 22 市町村
補助金の算定方法	補助対象額と基準額を比較し、低い方の 1/3（利用者支援事業は 1/6）を補助

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付額	1,754,550	1,904,186	2,141,181	2,296,447	2,347,486

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
国	—	—	—	—	—
県	1,754,550	1,904,186	2,141,181	2,296,447	2,347,486
合計	1,754,550	1,904,186	2,141,181	2,296,447	2,347,486

(3) 監査手続及び監査結果

福島県子ども・子育て支援交付金について、補助金交付額が 1 億円以上の補助対象者を抽出して、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した結果、特に指摘すべき事項はない。

20 福島県保育士修学資金貸付等事業（国庫貸付原資等分）

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部子育て支援課
事業開始年度	平成 27 年度
事業終期年度	—
根拠法令	福島県保育士修学資金貸付等事業費補助金（国庫貸付原資等分）交付要綱
補助対象経費	保育士修学資金等貸付金及び貸付事務費
主な補助対象者	社会福祉法人福島県社会福祉協議会
補助金の目的	保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用等を貸付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。
補助金の効果	県内の保育人材の確保に寄与している。 ・定員まで子どもを預かれない施設における不足する保育士等の数 令和 4 年 4 月 1 日：82 人 令和 5 年 4 月 1 日：77 人
補助金の算定方法	保育士修学資金貸付等事業に必要な経費×9/10

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

（単位：千円）

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付額	—	—	—	—	228, 582

財源内訳

（単位：千円）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
国	—	—	—	—	228, 582
県	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	228, 582

(3) 監査手続及び監査結果

福島県保育士修学資金貸付等事業（国庫貸付原資等分）に関する補助金について、補助金交付額が 1 億円以上の補助対象者を抽出して、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した結果、特に指摘すべき事項はない。

21 福島県安心こども基金

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部子育て支援課
事業開始年度	平成 21 年度
事業終期年度	令和 6 年度
根拠法令	安心こども基金管理運営要領
補助対象経費	保育所・認定こども園・小規模保育事業所を創設・改築などの施設整備をした際の本体工事費等
主な補助対象者	市町村
補助金の目的	子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。
補助金の効果	令和 4 年度は 221 名分の施設の定員が増加した。
補助金の算定方法	補助対象額と基準額を比較し、低い方の 1/2（嵩上げ対象の場合 2/3）を補助

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付額	385, 009	443, 681	729, 387	334, 387	397, 692

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
国	385, 009	443, 681	729, 387	334, 387	397, 692
県	—	—	—	—	—
合計	385, 009	443, 681	729, 387	334, 387	397, 692

(3) 監査手続及び監査結果

福島県安心こども基金に関する補助金について、補助金交付額が 1 億円以上の補助対象者を抽出して、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した結果、特に指摘すべき事項はない。

22 児童福祉施設災害復旧事業

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部子育て支援課
事業開始年度	平成 23 年度
事業終期年度	—
根拠法令	福島県社会福祉施設等災害復旧費補助金交付要綱
補助対象経費	本体工事費等（災害復旧に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費）
主な補助対象者	市町村
補助金の目的	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、施設入所者等の福祉を確保する。
補助金の効果	令和 2 年度から 4 年度に 24 施設を補助し、復旧に寄与した。
補助金の算定方法	災害査定で認められた費用もしくは実績額に対して規定の補助率を乗じた額を補助する。

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付額	—	—	178,881	23,565	302,110

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
国	—	—	119,585	15,708	201,404
県	—	—	59,296	7,857	100,706
合計	—	—	178,881	23,565	302,110

(3) 監査手続及び監査結果

児童福祉施設災害復旧事業に関する補助金について、補助金交付額が 1 億円以上の補助対象者を抽出して、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した結果、特に指摘すべき事項はない。

23 福島県児童養護施設等生活環境改善事業

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部児童家庭課
事業開始年度	平成 22 年度
事業終期年度	令和 6 年度
根拠法令	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱
補助対象経費	児童福祉施設等の新設、修理、改造、拡張又は各種整備に要する経費
主な補助対象者	児童養護施設
補助金の目的	児童養護施設等の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費への補助金であり、施設の改修等による入所者の生活環境の改善を目的とする。
補助金の効果	老朽化が進む児童養護施設の改修等により、児童が安心して生活できる環境の整備が進んだ。
補助金の算定方法	国要綱に定める算定方法で算出した額+その 1/2

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付額	—	855	9,310	—	177,516

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
国	—	570	9,310	118,344	92,725
県	—	285	0	59,172	46,362
合計	—	855	9,310	177,516 (次年度繰越)	139,087 (次年度繰越)

(3) 監査手続及び監査結果

福島県児童養護施設等生活環境改善事業に関する補助金について、補助金交付額が 1 億円以上の補助対象者を抽出して、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

(ア) 添付書類の省略について【指摘事項】

本補助金の申請について、交付要綱には以下の定めがあり、申請書に添付しなければならない書類は交付要綱で規定されている。

(申請書の様式等)

第 4 条 規則第 4 条第 1 項の申請書は、次世代育成支援対策施設整備事業補助金

- 交付申請書（様式第1号）とし、その提出期限は、知事が別に定める。
- 2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。
- (1) 申請額算出内訳書（様式第2号）
 - (2) 事業計画書（様式第3号）
 - (3) 歳入歳出予算書（見込書）の抄本
 - (4) 見積書の写し

検証対象となった補助対象事業者が提出した交付申請書を確認したところ、要綱が定めた書類が添付されていないものが検出された。

県担当者は、「本補助事業は、実施設計及び当該実施設計に基づく建築工事が対象であり、令和4年4月1日の申請時点では実施設計前であるため、工事の基本的なプランや概算に基づいて審査することとなる。補助申請事業者からは令和2年度から継続して相談を受けており、令和3年度には国庫協議の段階で事前に事業内容に関する資料の提出を受けていたため、実施する事業内容については事前に把握・確認している」と説明するが、申請後に変更が生じた場合には交付要綱に従って変更申請をすればよいだけであり、申請時に添付書類を提出しなくてよい理由にはならないだろう。

本事業は、建築工事費だけでなく前段階の実施設計までもが補助の対象となっているため、それが理由で交付要綱の条項から逸脱したというのであれば、可能な範囲で事前に交付要綱自体の見直しを検討すべきである。県は令和2年度から継続して相談を受けていたのであるから検討する時間は十分にあったはずであり、それを行っていない以上、交付要綱に即して運営すべきである。

24 乳幼児医療費助成事業

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部児童家庭課
事業開始年度	昭和 48 年度
事業終期年度	令和 6 年度
根拠法令	福島県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱
補助対象経費	当該乳幼児にかかる疾病又は負傷について医療保険各法による医療の給付が行われたときに支払うべき一部負担金等の額
主な補助対象者	0 歳から満 6 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日までの間にある者
補助金の目的	乳幼児の疾病の早期発見及び早期治療を促進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、もって子どもを安心して産み育てる環境づくりの一助とすることを目的とする。
補助金の効果	乳幼児の疾病の早期発見及び早期治療の促進や、子育てに伴う経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを生み育てる環境づくりの一助となった。
補助金の算定方法	1 レセプト当たり千円（千円未満の場合は当該レセプトの一部負担金等の額）を控除した額と、市町村が乳幼児に対して助成した額を比較して低い額に二分の 1 を乗じて得た額の範囲内

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付額	761, 856	734, 962	540, 925	667, 927	628, 280

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
国	—	—	—	—	—
県	761, 856	734, 962	540, 925	667, 927	628, 280
合計	761, 856	734, 962	540, 925	667, 927	628, 280

(3) 監査手続及び監査結果

乳幼児医療費助成事業に関する補助金について、補助金交付額が 1 億円以上の補助対象者を抽出して、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した結果、特に指摘すべき事項はない。

25 子どもの医療費助成事業

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部児童家庭課
事業開始年度	平成 24 年度
事業終期年度	令和 6 年度
根拠法令	福島県子どもの医療費助成事業補助金交付要綱
補助対象経費	医療保険による医療の給付が行われたときに支払うべき一部負担金、公費負担医療（育成医療、養育医療等）の給付がされた場合の自己負担額
主な補助対象者	9歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者
補助金の目的	子どもの健康を守り、県内で安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを進めることを目的とする。
補助金の効果	子どもの疾病の早期発見及び早期治療の促進や、子育てに伴う経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを生み育てる環境づくりの一助となった。
補助金の算定方法	市町村が子どもに対して助成した額

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付額	3, 537, 818	3, 450, 201	2, 958, 559	3, 128, 356	3, 310, 148

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
国	—	—	—	—	—
県	3, 537, 818	3, 450, 201	2, 958, 559	3, 128, 356	3, 310, 148
合計	3, 537, 818	3, 450, 201	2, 958, 559	3, 128, 356	3, 310, 148

(3) 監査手続及び監査結果

子どもの医療費助成事業に関する補助金について、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出して、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した結果、特に指摘すべき事項はない。

26 福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）補助金（病床確保支援事業）

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策事務局 (医療対策班 医療機関支援チーム)
事業開始年度	令和2年度
事業終期年度	令和5年度
根拠法令	福島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）補助金交付要綱
補助対象経費	病床確保料の交付 ①陽性患者等を入院受入れするために確保した即応病床 ②入院受入れするにあたり休止した病床（休止病床）
主な補助対象者	・県から依頼を受け陽性患者等の入院受入れのための病床を確保した医療機関 ・院内感染の発生により病棟全体や病院全体が実質的に重点医療機関の要件を満たす医療機関
補助金の目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や医療提供体制の整備を図るため、新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者の入院受入れのための病床を確保した医療機関に対して補助金を交付する。
補助金の効果	新型コロナウイルス感染症患者を入院受入れする病床を確保し、同感染症に対応する医療提供体制の整備につなげた。 (確保病床数) ○令和2年度 229床～391床 ○令和3年度 391床～743床 ○令和4年度 743床～669床
補助金の算定方法	(即応病床+休止病床-入院していた病床) × 補助単価 × 日数により算出

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	—	—	20,488,129	32,503,549	29,769,204

※R4は次年度への繰越分(R5支出)を含まない

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	—	—	20,488,129	32,503,549	29,769,204
県	—	—	—	—	—
合計	—	—	20,488,129	32,503,549	29,769,204

(3) 監査の結果

病床確保支援事業補助金の交付に関して、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した結果、特に指摘すべき事項はない。

27 福島県自宅療養者診療支援事業補助金

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策事務局 (医療対策班 医療機関支援チーム)
事業開始年度	令和3年度
事業終期年度	令和4年度
根拠法令	福島県自宅療養者診療支援事業補助金交付要綱
補助対象経費	自宅療養者の診療等に対する交付 ①電話診療等 ②往診 ③外来診療 ④健康観察・相談対応 ⑤処方薬の配達
主な補助対象者	・自宅療養者の診療等を行う医療機関 ・自宅療養者へ処方薬の配達を行う薬局
補助金の目的	新型コロナウイルス感染症に感染し自宅療養中の患者の診療等を行う医療機関及び処方薬の配達を行う薬局に対して補助金を交付する。
補助金の効果	新型コロナウイルス感染症により自宅療養となった際の診療等を担う医療機関・薬局を確保し、同感染症に対応する医療提供体制の整備につなげた。 (対応医療機関・薬局数) ○令和3年度 医療機関278か所、薬局194か所 ○令和4年度 医療機関472か所、薬局448か所
補助金の算定方法	対応区分ごとに定められた補助単価×患者数により算出

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	—	—	—	53,477	1,551,956

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	—	—	—	53,477	1,551,956
県	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	53,477	1,551,956

(3) 監査の結果

自宅療養者診療支援事業補助金の交付に関して、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した結果、特に指摘すべき事項はない。

28 福島県医療施設等物価高騰対策支援金

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部地域医療課
事業開始年度	令和4年度
事業終期年度	令和5年度
根拠法令	福島県医療施設等物価高騰対策支援金交付要綱
補助対象経費	定額補助
主な補助対象者	県内に所在する医療機関等
補助金の目的	公定価格により経営を行い、エネルギーや食料品等の高騰を患者へ転嫁することができない医療機関等に対して、支援金を給付し負担軽減を図る。
補助金の効果	コロナ禍の中でエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響による医療機関等の負担を軽減し、医療提供体制の安定に寄与した。
補助金の算定方法	無床診療所：定額 50,000 円 有床診療所：基礎支援 500,000 円 加算支援 10,000 円/床 病院（299 床以下）：同上 病院（300 床以上）：基礎支援 1,000,000 円 加算支援 10,000 円/床 按摩・鍼灸・柔整：定額 50,000 円

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	—	—	—	—	247,840

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	—	—	—	—	247,840
県	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	247,840

(3) 監査の結果

福島県医療施設等物価高騰対策支援金の交付に関して、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した結果、特に指摘すべき事項はない。

29 福島県救急医療施設運営事業費補助金

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部地域医療課
事業開始年度	平成21年度
事業終期年度	—
根拠法令	福島県救急医療施設運営事業費補助金交付要綱
補助対象経費	病院の運営に必要な人件費等運営経費
主な補助対象者	救命救急センターを設置・運営する病院等
補助金の目的	救急医療体制の充実を図るため、救急患者の症状に応じた適切な救急医療を提供するための体制整備を支援する。
補助金の効果	高度な救急医療等を実施する病院の運営費に補助金を交付することにより、県内の救急医療体制の整備充実に寄与した。
補助金の算定方法	実支出額、ドクターヘリ年間飛行時間等

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	413,420	409,361	403,608	404,850	391,062

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	163,169	180,652	172,615	170,208	156,417
県	250,251	228,709	230,993	234,642	234,645
合計	413,420	409,361	403,608	404,850	391,062

(3) 監査の結果

福島県救急医療施設運営事業費補助金の交付に関して、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した結果、特に指摘すべき事項はない。

30 福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部地域医療課
事業開始年度	令和2年度
事業終期年度	—
根拠法令	福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱
補助対象経費	施設の運営に必要な人件費等運営経費
主な補助対象者	福島県立医科大学
補助金の目的	高齢化、過疎化が進み、日本でも有数の豪雪地帯であり、通院が難しい奥会津地域の住民に対して、訪問診療や訪問看護を行うことで、適切な医療を提供する。
補助金の効果	奥会津在宅医療センターの運営費等に補助金を交付することにより、高齢化が進む奥会津地域において、通院が困難な患者に対する医療の充実に寄与している。
補助金の算定方法	実支出額

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額 (単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	—	—	48,720	116,812	109,181

財源内訳 (単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	—	—	48,720	116,812	109,181
県	—	—	—	—	—
合計	—	—	48,720	116,812	109,181

(3) 監査の結果

福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金の交付に関して、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した結果、特に指摘すべき事項はない。

31 福島県地域医療復興事業補助金（医療人材確保緊急支援事業）

(1) 補助金の概要

所轄部署	保健福祉部医療人材対策室
事業開始年度	平成26年度
事業終期年度	-
根拠法令	福島県地域医療復興事業補助金交付要綱
補助対象経費	医療従事者の確保に係る活動や就業環境改善等に要する人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料等
主な補助対象者	南相馬市及び双葉郡にある病院（休止中を除く） （小野田病院、雲雀ヶ丘病院、大町病院の3医院）
補助金の目的	災害により医療従事者が減少し、経営状態が厳しくなっている病院等における、医療従事者の確保や就業環境改善等に繋がる活動経費を助成する。
補助金の効果	相双地域の医療従事者の確保に繋がった。
補助金の算定方法	補助金交付要綱等に基づき算定（一病院当たり10,000,000円）

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

（単位：千円）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000

財源内訳

（単位：千円）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
県	0	0	0	0	0
合計	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000

(3) 監査の結果

医療人材確保緊急支援事業に関する補助金の交付に関して、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

(ア) 必要書類の不備【指摘事項】

申請要件において「平成23年3月1日現在と、申請年度の前年度分の損益計

算書、貸借対照表を比較して、医業利益や経常利益の赤字により、病院収支の悪化や病院の資金残高の減少が生じるといった緊急支援が必要な状況が認められること」とあるが、貸借対照表や損益計算書が入手されていないものがあった。これは、申請要件を確認していないまま補助金を給付していることとなり大変問題である。損益計算書及び貸借対照表は必ず入手・比較し緊急支援が必要な状況が認められるか否か検討する必要がある。

(イ) 申請要件について【意見】

申請の要件の中に「平成23年2月以前の1年間と、申請年度の前年度分の損益計算書、貸借対照表を比較して、医療利益や経常利益の赤字により、病院収支の悪化や病院の資金残高の減少が生じるといった緊急支援が必要な状況とみとめられること」とあるが、交付先の病院の財務諸表を閲覧した結果、震災前と比較して資金残高が大幅に増加していたり、役員報酬が増加している病院もあった。各病院ごとに様々な事情はあると思うが、補助金を受け取りながら役員報酬を増加させるのであれば合理的な理由が必要であるし、資金残高が大幅に増加しているのに緊急支援が必要な状況にあたるのか疑問が残る。また、役員報酬だけでなく多額の設備投資等を行えば減価償却費が増加し財務諸表は悪くなる。このように収支の悪化や資産残高の減少の原因には様々な要因があるため、単純な収支及び残高の比較だけではなく、例えば経営改善計画の提出を求め、資金の増減や主要な経費増減についてはある程度理由の説明を求めるべきではないだろうか。その前提として申請要件に「経営改善努力はしているものの」等の文言を追加することも必要かと思われる。

震災当初は「医療人事確保緊急支援事業」は、震災により経営が悪化した病院への緊急支援的な要素が大きかったが、現在は、緊急ではなくむしろ継続的な問題である。当該補助金の実態は震災で大きな被害を受けた南相馬市及び双葉郡にある病院の人材確保事業であるが、人材難については継続的な支援は必要であり、名称、要件等の見直しが必要と思われる。

(ロ) チェックリストの活用について【意見】

県では補助金の事務の流れについてチェックリストを作成し、記載を奨励している。県の担当者が作成した当該チェックリストを閲覧したところ、チェックされていない箇所があった。要綱ではチェックリストの作成が定められていないが、チェックリストは事前にミスを防ぐために重要な手段であるため、すべての箇所がチェックされているかを確認するべきである。

第2 商工労働部

1 福島県経営支援プラザ等運営事業費補助金

(1) 補助金の概要

所轄部署	商工労働部経営金融課
事業開始年度	平成15年度
事業終期年度	未定
根拠法令	福島県経営支援プラザ等運営事業費補助金交付要綱
補助対象経費	財団法人福島産業振興センターが実施する以下の事業等 1. コンサルティングサービス業 2. 情報提供サービス事業 3. 経営支援プラザ運営管理経費 4. 共通経費 5. 経営強化・復興枠経費
主な補助対象者	公益財団法人福島県産業振興センター
補助金の目的	中小企業者等に対する相談への対応や経営に関する情報の提供、人材育成及び交流活動の支援を行い、もって、中小企業の振興及び経営の安定並びに活力ある経済社会の構築に寄与する
補助金の効果	令和4年度窓口相談件数 734件
補助金の算定方法	補助対象経費のうち知事が別に定める額

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	102,503	106,151	106,540	106,829	106,411

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	0	0	0	0	0
県	102,503	106,151	106,540	106,829	106,411
合計	102,503	106,151	106,540	106,829	106,411

(3) 監査の結果

福島県経営支援プラザ等運営事業に関する補助金の交付に関して、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

(ア) 補助金の額の決定方法について【意見】

福島県経営支援プラザ等運営事業費補助金交付要綱の第3条には、「補助金の対象は、センターが実施する別表第1に掲げる事業等のうち別表第2に掲げる経費とし、その補助金の額は、知事が別に定める額とする」と記載されている。補助対象経費の中でもっとも金額が大きいのは人件費であり、産業振興センター役職員及び経営プラザ職員の人件費が補助実績額の約7割を占める。

当該要綱には補助金の上限についての定めはなく、要綱以外にも補助金の上限に関する規程等はない。県の担当者によると、実務上、当該事業に関する人件費は県の給与規程に準じて積算しており、経営支援プラザの業務における従事割合を反映した負担率（補助率）を人件費の決算額に乗じて人件費に関する補助金交付額を計算しているとのこと。

現状では、要綱等によって補助金の上限が設定されていないため、当該事業に関する人件費が増加すれば補助金の交付額が増加することとなり、これを制限するものがない。経済性、効率性の観点から、補助事業に応じた補助金の上限額を要綱等で事前に定めるべきである。

(イ) 実績報告書の提出期日について【意見】

福島県経営支援プラザ等運営事業費補助金交付要綱第10条には、実績報告は事業完了の日から起算して20日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うとの記載がある。当該補助事業の実績報告書の日付は令和5年3月31日となっており、添付書類として収支決算書が提出されているが、3月31日時点で確定決算の数値を提出することは現実的には困難である。いったん3月31日時点で見込数値を入手し、確定した段階で見込額との差を調査するなどの方法が望ましいと考える。また、このような現実的な対応が可能となるように、要綱を改定することが望ましい。

(ロ) チェックリストの活用について【意見】

県では補助金の事務の流れについてチェックリストを作成し、記載を奨励している。県の担当者が作成した当該チェックリストを閲覧したところ、チェックされていない箇所があった。要綱ではチェックリストの作成が定められていないが、チェックリストは事前にミスを防ぐために重要な手段であるため、すべての箇所がチェックされているかを確認するべきである。

(エ) 目的の達成状況について【意見】

福島県経営支援プラザ等運営事業費補助金交付要綱の第1条には、(1) 補

助金の概要に記載したとおり、中小企業者等に対する相談への対応や経営に関する情報の提供、人材育成及び交流活動の支援を行い、もって、中小企業の振興及び経営の安定並びに活力ある経済社会の構築に寄与するために補助金を交付する旨の記載がある。実績報告の添付書類である補助事業実績書には景気動向等調査事業実施回数や経営実践セミナーの実施回数を記載はあるものの財団法人福島県産業振興センターの実績のみでは、当該補助金の目的が達成されたかを客観的に判断することは難しい。実際に支援した中小企業の実績を事後的に調査する、支援先の中小企業の担当者からアンケートをとるなどして、補助金を交付した目的が達成されているかを検討することが望ましい。

(オ) 補助金の概算払いの提出書類の様式について【意見】

福島県経営支援プラザ等運営事業費補助金交付要綱第8条第1項には知事は必要あると認めるときは、補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる旨が記載されており、第2項には概算払いを受けようとするときは福島県経営支援プラザ等運営事業費補助金概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない旨の記載がある。つまり、支給額は実績払いが原則であり、概算払いは例外として「できる」規定となっている。しかしながら、福島県支援プラザ等運営事業費補助金概算払請求書（様式第3号）には概算払いが必要な理由を記載する箇所がない。補助対象者は、概算払いが必要な理由を説明すべきであり、様式に概算払いが必要な理由を記載する箇所を設けるべきである。

2 福島県中小企業連携組織対策事業費補助金

(1) 補助金の概要

所轄部署	商工労働部経営金融課
事業開始年度	平成 22 年度
事業終期年度	未定
根拠法令	福島県中小企業連携組織対策事業費補助金 交付要綱
補助対象経費	福島県中小企業団体中央会が実施する指導 員及び職員の設置等に要する給料等の経費 のうち知事が必要かつ適当と認めるもの
主な補助対象者	福島県中小企業団体中央会
補助金の目的	中小企業連携組織の推進並びに中小企業団 体の育成及び指導の促進を図る
補助金の効果	令和 4 年度設立認可件数 13 件 (うち事業協同組合 11 件、企業組合 2 件)
補助金の算定方法	補助対象経費のうち知事が別に定める額

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付額	141, 275	141, 715	137, 996	136, 866	143, 567

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
国	0	0	0	0	0
県	141, 275	141, 715	137, 996	136, 866	143, 567
合計	141, 275	141, 715	137, 996	136, 866	143, 567

(3) 監査の結果

福島県中小企業連携組織対策事業に関する補助金の交付に関して、補助金交付額が 1 億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

(ア) 補助金の額の決定方法について【意見】

福島県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱の第 3 条には、「補助金は、福島県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が当該要綱に掲げる補助事業を実施する場合に、当該事業に要する当該要綱に掲げる経費のうち

知事が必要かつ適当と認めるものについて、中央会に交付する」旨の記載がされている。補助対象経費の中でもっとも金額が大きいのは人件費であり、指導員及び職員の人件費が補助実績額の約8割を占める。

当該要綱には補助金の上限についての定めはなく、要綱以外にも補助金の上限に関する規程等はない。県の担当者によると、実務上、当該事業に関する人件費は県の給与規程に準じて積算しており、給与は、県の行政職給料表に準じて、指導員を3-37号級（主査相当）、職員を1-41号級（主事相当）として積算し、実績において、交付決定額を超過した場合は、団体負担としており、当該交付決定額は事業開始前に当初予算で年度当初に確定すること。予算の範囲内で補助金を交付しているのであれば、要綱にその旨を記載するべきである。

(イ) 実績報告書の提出期日について【意見】

福島県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱第11条には、実績報告は事業完了の日から起算して10日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月10日）のいずれか早い日までに行うとの記載がある。当該補助事業の実績報告書の日付は令和5年3月31日となっており、添付書類として補助事業等に係る収支決算書が提出されているが、3月31日時点で確定決算の数値を提出することは現実的には困難である。いったん3月31日時点で見込数値を入手し、確定した段階で見込額との差を調査するなどの方法が望ましいと考える。また、このような現実的な対応が可能となるように、要綱を改定することが望ましい。

(ロ) チェックリストの活用について【意見】

県では補助金の事務の流れについてチェックリストを作成し、記載を奨励している。県の担当者が作成した当該チェックリストを閲覧したところ、チェックされていない箇所があった。要綱ではチェックリストの作成が定められていないが、チェックリストは事前にミスを防ぐために重要な手段であるため、すべての箇所がチェックされているかを確認するべきである。

(エ) 補助対象経費の勘定科目について【意見】

福島県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱第3条に、補助の対象として補助事業に要する別表1に掲げる経費とあり、別表1において事業区分：
1. 指導員及び職員の配置、経費区分：(8) 福利厚生費、補助対象経費の内容：健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労働保険料及び介護保険料と

の記載がある。社会保険料の事業主の負担分は法定福利費の勘定科目を用いるのが一般的である。要綱を訂正することが望ましい。

(オ) 補助金の概算払いに関する必要性について【意見】

福島県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱第9条第1項には知事は必要あると認めるときは、補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる旨が記載されており、第2項には概算払いを受けようとするときは福島県中小企業連携組織対策事業費補助金概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない旨の記載がある。つまり、支給額は実績払いが原則であり、概算払いは例外として「できる」規定となっている。しかしながら、福島県中小企業連携組織対策事業費補助金概算払請求書（様式第4号）には概算払いが必要な理由を記載する箇所がない。補助対象者は、概算払いが必要な理由を説明するべきであり、様式に概算払いが必要な理由を記載する箇所を設けるべきである。

3 新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）利子補給補助金

(1) 補助金の概要

所轄部署	商工労働部経営金融課
事業開始年度	令和2年度
事業終期年度	令和6年度
根拠法令	新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）利子補給補助金交付要綱
補助対象経費	新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）に係る毎年3月1日から翌年2月末までの間に支払った約定利子
主な補助対象者	新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）を受けたもの
補助金の目的	福島県に事業所等を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図る
補助金の効果	約定利子の全額を補助金として交付したことにより中小企業の経営の安定化を図った。
補助金の算定方法	新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）に係る毎年3月1日から翌年2月末までの間に支払った約定利子の全額。ただし、貸付金額6千万円を補助対象限度額とし、補給金を交付する期間は、受給資格者が融資を受ける日から起算して3年間とする。

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

（単位：千円）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	—	—	830,240	4,459,823	4,644,982

財源内訳

（単位：千円）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国			788,420	4,135,325	4,284,828
県			41,820	324,498	360,154
合計			830,240	4,459,823	4,644,982

※県分は国の臨時交付金を基金化したものを利用。

(3) 監査の結果

新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）利子補給に関する補助金の交付に関して、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した結果、特に指摘すべき事項はない。

4 福島中小企業等グループ補助金（令和3年及び令和4年福島県沖地震）

(1) 補助金の概要

所轄部署	商工労働部経営金融課
事業開始年度	令和2年度
事業終期年度	令和6年度
根拠法令	福島県中小企業等グループ補助金（令和3年及び令和4年福島県沖地震）交付要綱、福島県中小企業等グループ補助金補助事業復興事業計画（令和3年及び令和4年福島県沖地震）認定要綱
補助対象経費	中小企業等グループ又はその構成員の施設及び設備であって、令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内に所在する施設及び設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費
主な補助対象者	福島県中小企業等グループ補助金補助事業復興事業計画（令和3年及び令和4年福島県沖地震）認定要綱第6条により復興事業計画の認定を受けた県内に事業所を置く中小企業等グループ又はその構成員
補助金の目的	令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による災害のため甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、県の認定を受けた復興事業計画に基づき、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による災害に係る被災地域の復旧及び復興を促進する。
補助金の効果	中小企業等グループによる一体的な復旧及び復興を促進するための補助を実施し、被災地域における事業の再開・継続につながった。 令和3年度 336件 令和4年度 366件
補助金の算定方法	施設、設備、宿舍整備のための事業、商業機能復旧促進のための事業の費用の中小企業者及び小規模企業者の場合は3/4以内。 1事業者あたり15億円を上限とする。中小企業者及び小規模企業者以外の場合の補助率は1/2で上限は中小企業者及び小規模

	企業者と同様。特定被災事業者の補助率については、5億円までは定額補助。
--	-------------------------------------

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	—	—	—	2,934,304	4,909,571

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	—	—	—	1,956,202	3,273,047
県	—	—	—	978,102	1,636,524
合計	0	0	0	2,934,304	4,909,571

(3) 監査の結果

福島中小企業等グループ補助金の交付に関して、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

(ア) 補助金の概算払いに関する必要性について【意見】

福島県中小企業等グループ補助金交付要綱第16条第1項には補助金は、交付すべき補助金が確定したのち、支払うものとし、知事は必要あると認めるときは、補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる旨が記載されており、第2項には概算払いを受けようとするときは様式第7号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない旨の記載がある。つまり、支給額は実績払いが原則であり、概算払いは例外として「できる」規定となっている。しかしながら、様式第7号-2の福島県中小企業グループ補助金に係る概算払請求書には概算払いが必要な理由を記載する箇所がない。補助対象者は、概算払いが必要な理由を説明するべきであり、様式に概算払いが必要な理由を記載する箇所を設けるべきである。

5 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギー事業化実証研究支援事業補助金）

(1) 補助金の概要

所轄部署	商工労働部次世代産業課
事業開始年度	令和3年度
事業終期年度	令和8年度
根拠法令	福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギー事業化実証研究支援事業補助金）交付要綱
補助対象経費	再生可能エネルギー関連技術分野の実証研究事業を実施するのに必要な経費（人件費、施設工事費、備品費、借料及び損料、消耗品費、外注費、委託費、諸経費）のうち、補助金の交付対象として知事が認める経費
主な補助対象者	民間事業者、非営利民間団体及び地方公共団体等
補助金の目的	再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図り、福島新エネ社会構想の実現を推進する
補助金の効果	市場性の高い再生可能エネルギー関連技術の開発を支援することによって、福島発の技術による事業創出及び関連産業の育成・集積を図ることができる。 再生可能エネルギー関連技術の開発を推進することにより、同技術分野の県内企業の新規参入や事業拡大を促進、福島県の復興につなげることができる。
補助金の算定方法	補助対象経費の経費区分ごとに3分の2以内ただし、補助金合計額の上限を3億円とする

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	—	—	—	136,199千円 (株式会社誠電社他10社)	388,750千円 (株式会社誠電社他10社)

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	—	—	—	136,199千円	388,750千円
県	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	136,199千円	388,750千円

(3) 監査の結果

再生可能エネルギー事業化実証研究支援事業補助金に関する補助金の交付に関して、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

(7) 取得財産管理台帳の区分に関して【意見】

福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金交付要綱第23条第2項に補助事業者は、取得財産等について様式第15による取得財産管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式15による取得財産等管理台帳を第15条第1項に定める実績報告書に添付して知事に提出しなければならない旨の記載がある。様式15による取得財産等管理台帳には財産名の区分の欄があり、財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ)(ア)(イ)に掲げるものの従物、(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ)無形資産、(カ)開発研究用資産、(キ)その他の物件とする。との記載がある。サンプルを抽出して様式第15による取得財産管理台帳を確認したところ、(カ)開発研究用資産と記載するべきところを(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置として記載しているものがあつた。処分制限期間の記載に関しては正しい期間が記載されていたため、減価償却費の計算には影響しないが、提出書類の確認は慎重に行うことが望ましい。

6 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（福島再生可能エネルギー研究所最先端研究・拠点化支援事業）

(1) 補助金の概要

所轄部署	商工労働部次世代産業課
事業開始年度	令和3年度
事業終期年度	令和7年度
根拠法令	福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（福島再生可能エネルギー研究所最先端研究・拠点化支援事業）交付要綱
補助対象経費	国立研究開発法人産業技術総合研究所が福島再生可能エネルギー研究所で行う補助対象事業に要する経費（人件費、施設工事費、備品費、借料及び損料、消耗品費、諸経費、外注費、委託費）
主な補助対象者	国立研究開発法人産業技術総合研究所
補助金の目的	再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図り、福島新エネ社会構想の実現を推進する
補助金の効果	国立研究開発法人産業技術総合研究所が福島再生可能エネルギー研究所の研究開発機能や県内企業との橋渡し・人材育成機能を強化することにより、国内外の再生可能エネルギー事業をリードする最先端のイノベーション拠点化が図られることにより、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積につなげることができる。
補助金の算定方法	予算の範囲内で知事が定める額

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計	—	—	—	348,623千円 (3件)	503,758千円 (3件、うち R3 繰越 130,900千 円)

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	—	—	—	348,623千円	503,758千円
県	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	348,623千円	503,758千円

(3) 監査の結果

福島再生可能エネルギー研究所最先端研究・拠点化支援事業に関する補助金の交付に関して、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

(ア) 「福島再生可能エネルギー研究所最先端研究・拠点化支援事業における消費税の取り扱いについて」に関して【意見】

福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（福島再生可能エネルギー研究所最先端研究・拠点化支援事業）交付要綱第4条第2項には補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る仕入税額控除（消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）を減額して申請しなければならない旨が記載されている。これに関して、県では「福島再生可能エネルギー研究所最先端研究・拠点化支援事業における消費税の取り扱いについて」において、産業技術総合研究所に関して、消費税法別表第三に掲げる法人に該当し、消費税の申告を行っても、当該事業に関しては税額控除の対象とならず、消費税の還付を受けることはないものと考えられるが、消費税の申告による仕入控除税額確定後、還付のあり・なし関わらず、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書を提出させる旨の記載がある。消費税が還付された場合のみ仕入税額控除を減額して申請すればよいのではなく、消費税の還付がない場合であっても特定収入割合が5%以下の場合、当該補助金に係る仕入控除税額は補助対象とはならないため、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書を提出させるだけでなく、特定収入割合について每期確認することが望ましい。

7 課題解決型医療福祉機器等開発事業費補助金（開発支援）

(1) 補助金の概要

所轄部署	商工労働部次世代産業課
事業開始年度	令和2年度
事業終期年度	令和4年度
根拠法令	課題解決型医療福祉機器等開発事業費補助金（開発支援）交付要綱
補助対象経費	救急・災害、感染症対策、健康指標の改善のテーマの課題解決に資する医療福祉機器等開発事業を実施する際に要する費用（謝金、旅費、事務経費、消耗品費、機械装置費、外注費、直接人件費、委託費）。なお、直接人件費に関しては補助事業に直接従事した福島県内で雇用しているものの人件費のみが補助対象経費である。
主な補助対象者	県内事業者
補助金の目的	県内の医療関連産業の振興及び社会的課題の解決に向け、救急・災害現場及び感染症対策、健康指標の改善に向けた取組において有効に活用できる製品開発を支援する
補助金の効果	補助金交付企業1社が本補助事業の成果を応用した製品（非医療分野）を開発し、9,000千円の売上となっている。
補助金の算定方法	補助額上限は10,000千円で補助率は中小企業の場合は2/3、大企業の場合は1/3

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額			958	9,203	26,717

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国			479	4,601	13,358
県			479	4,602	13,359
合計			958	9,203	26,717

(3) 監査の結果

課題解決型医療福祉機器等開発事業に関する補助金の交付に関して、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

(ア) チェックリストの活用について【意見】

県では補助金の事務の流れについてチェックリストを作成し、記載を奨励している。県の担当者が作成した当該チェックリストを閲覧したところ、チェックされていない箇所があった。要綱ではチェックリストの作成が定められていないが、チェックリストは事前にミスを防ぐために重要な手段であるため、すべての箇所がチェックされているかを確認するべきである。

(イ) 県税の未納の有無の確認について【意見】

課題解決型医療福祉機器等開発事業費補助金（開発支援）交付要綱の第1条には県内事業者に対して補助金を交付する旨が記載されている。県において、当該補助金の交付申請者の県税の未納の有無について確認していない。当該要綱には記載がないが、県税に未納がないことを交付申請ができる条件とするべきであり、県においては交付申請者に県税の未納がないことを納税証明書で確認するべきである。担当者からのヒアリングによると、補助金の申請ができる条件として、県において県税を滞納していないことを補助の要件とする統一的な扱いはなく、本補助金交付要綱においても申請要件としていないため確認していないとのこと。県において県税の納入の有無の確認に関する統一的な扱いを定め、課題解決型医療福祉機器等開発事業費補助金（開発支援）交付要綱に県税に未納がないことを申請要件として記載することが望ましい。

8 ふくしま産業復興企業立地補助金

(1) 補助金の概要

所轄部署	商工労働部企業立地課
事業開始年度	平成 24 年度
事業終期年度	令和 6 年度
根拠法令	ふくしま産業復興企業立地補助金交付要綱、地域経済産業復興立地推進事業費補助金交付要綱
補助対象経費	投下固定資産額（土地購入費を含む。）及びこれと合わせて実施する付帯工事（土地造成費を含む。）
主な補助対象者	県内に工場、研究所、物流施設又は設備を県内に設置し、操業開始する企業等
補助金の目的	県内における製造業等の民間企業の生産拡大及び雇用創出を図り、もって地域経済の復興再生に寄与する
補助金の効果	これまで補助対象企業として 592 社を指定し、7,216 人の雇用を創出した。（令和 5 年 12 月 19 日時点）
補助金の算定方法	警戒区域等が解除された地域では 1 年目：3/4 以内、2 年目：2/3 以内、3 年目以降：1/2 以内、警戒区域等が解除された地域以外では 1 年目：2/3 以内、2 年目：1/2 以内、3 年目以降：2/5 以内（中小企業 1/2 以内）とし、一つの補助対象企業に対する補助金は 200 億円を限度とする

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付額	7,350,000	11,024,800	6,740,700	4,753,400	6,097,200

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
国	7,350,000	11,024,800	6,740,700	4,753,400	6,097,200
県	0	0	0	0	0
合計	7,350,000	11,024,800	6,740,700	4,753,400	6,097,200

(3) 監査の結果

ふくしま産業復興企業立地補助金の交付に関して、補助金交付額が 1 億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

(ア) 補助金の概算払いに関する必要性について【意見】

ふくしま産業復興企業立地補助金交付要綱第 11 条第 2 項には補助金は、知事は必要あると認めるときは、補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる旨が記載されており、第 3 項には概算払いを受けようとするときはふくしま産業復興企業立地補助金概算払請求書（第 11 号様式）により、請求するものとする旨の記載がある。つまり、支給額は実績払いが原則であり、概算払いは例外として「できる」規定となっている。しかしながら、ふくしま産業復興企業立地補助金概算払請求書（第 11 号様式）には概算払いが必要な理由を記載する箇所がない。補助対象者は、概算払いが必要な理由を説明するべきであり、様式に概算払いが必要な理由を記載する箇所を設けるべきである。

9 地域復興実用化開発等促進事業費補助金

(1) 補助金の概要

所轄部署	商工労働部産業振興課
事業開始年度	令和4年度
事業終期年度	令和4年度
根拠法令	地域復興実用化開発等促進事業費補助金交付要綱
補助対象経費	原則福島県浜通り地域等において実施される福島イノベーション・コースト構想の重点分野に関する実用化開発等を行う事業に要する施設工事費、機械設備費、調査設計費、人件費、材料費等、外注費、委託費、その他諸経費等
主な補助対象者	地元企業等（福島県浜通り地域等に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業、国立研究開発法人である研究所、大学若しくは国立高等専門学校又は農業協同組合、その他の法人格を有する団体等）もしくは地元企業等と連携する企業
補助金の目的	福島イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業等又は地元企業等と連携する企業が行う地域復興に資する実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域等の産業復興の早期実現を図る
補助金の効果	実用化に向けた令和4年度目標の環境の整備が出来た。
補助金の算定方法	中小企業の補助率は3分の2、大企業の補助率は3分の1

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額					501,225

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国					5,909,943
県					0
合計					5,909,943

(3) 監査の結果

地域復興実用化開発等促進事業に関する補助金の交付に関して、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した結果、特に指摘すべき事項はない。

10 福島空港定期路線維持緊急対策事業補助金

(1) 補助金の概要

所轄部署	商工労働部空港交流課
事業開始年度	令和2年度
事業終期年度	令和6年度
根拠法令	福島空港定期路線維持緊急対策事業補助金交付要綱
補助対象経費	航空会社が行う福島空港国内定期路線運航事業において、福島空港ビル株式会社に対して事業者が支払う以下に掲げる経費 1 事務所等設置賃料 2 航空施設設備使用料 3 貨物ターミナルビル賃料
主な補助対象者	福島空港国内定期路線を運航する航空会社
補助金の目的	県民の利便性確保及び地域経済活動の維持を図るため
補助金の効果	航空会社に対し支援を行うことで、定期路線の運航を維持した。
補助金の算定方法	補助対象経費の全額から、別途補助する「福島空港国内路線新規開設・拡充促進事業補助金」「福島空港利便性向上推進事業補助金」の施設設備使用料に係る補助額を除いた額

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	—	—	149,188	157,554	155,735

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	—	—	149,188	157,554	155,735
県	—	—	0	0	0
合計	—	—	149,188	157,554	155,735

(3) 監査の結果

福島空港定期路線維持緊急対策事業に関する補助金の交付に関して、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

(ア) 仕入税額控除について【指摘事項】

消費税の確定に伴うに補助金の返還について、交付要綱には以下のように規定されている。

(消費税及び仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第7号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

現状では、県は、事業者の仕入控除税額が確定しても主体的にこれを確認できる情報は入手できておらず、仮に事業者が失念した場合はそのまま返還は行われぬまま終了する可能性が高い。

消費税仕入控除税額があった場合のみ報告書の提出を求めるのではなく、無かった場合も含めて、有無に関する報告書を県へ提出するように改めるべきである。

また、上記交付要綱12条2項において「知事は・・・全部又は一部の返還を命じることができる」との書きぶりになっており、返還を命じるかどうかは知事の裁量によると解釈できる。しかし、他の補助金の交付要綱では「できる」規定ではなく、「返還を命じるものとする」のように知事に裁量があるものではない。公金である補助金を交付する趣旨からいっても、補助金によって利得があった場合は返還されるべきである。

したがって、「できる」との書きぶりは好ましくなく、交付要綱を改訂するとともに、知事は返還を命じるものとして運用を行うべきである。

(イ) 仕入税額控除について（補助金収入の処理）【指摘事項】

当該補助金に関する消費税の額の確定に伴う報告書において補助対象者のうち1社では、補助金返還相当額を0円と記載していた。その理由として、当該補助金を「課税取引として入金処理」しているためと記されている。補助金収入は不課税取引である。通常ではない処理をすることによって補助金返還額を0円とすることは問題である。これについて、県ではコロナ禍での定期路線を運航維持させるための航空会社への政策的な支援であったが、現在補助事業者と対応協議中とのことである。

(ウ) チェックリストの活用について【意見】

県では補助金の事務の流れについてチェックリストを作成し、記載を奨励している。しかし、当該補助金についてはチェックリストが未了なものがあつた。

要綱ではチェックリストの作成が定められていないが、チェックリストは事前にミスを防ぐために重要な手段であるため、すべての箇所がチェックされているかを確認すべきである。

11 浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業(誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業)補助金

(1) 補助金の概要

所轄部署	商工労働部観光交流課
事業開始年度	令和4年度
事業終期年度	令和7年度
根拠法令	浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業(誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業)補助金交付要綱、被災事業者自立支援事業費補助金(事業再開・帰還促進交付金)実施要領
補助対象経費	<p>【誘客コンテンツ開発事業】 12市町村等へ来訪者を呼び込むコンテンツの開発等を行う事業 (対象経費) 人件費、事業費(謝金、旅費、通信運搬費、設備修繕費、外注費、雑役務費、備品費、広報費、借料・損料、使用料)、委託費</p> <p>【広域マーケティング事業】 12市町村等の事業者や市町村等と連携した情報発信やマーケティング等を行う事業 (対象経費) 人件費、事業費(謝金、旅費、通信運搬費、外注費、雑役務費、備品費、広報費、借料・損料、使用料)、委託費</p>
主な補助対象者	民間事業者、一般社団法人、特定非営利活動法人等(複数事業者が連携して実施する場合を含む。)
補助金の目的	避難指示等の対象となった田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の12市町村において被災事業者の事業やなりわい再建を図る
補助金の効果	浜通り地域等への交流人口拡大のため、広域に跨るコンテンツ造成(アウトドアイベント:参加者数13名)、ECサイト等の機能を搭載した情報発信ポータルサイト開設の準備が実施された。
補助金の算定方法	<p>1 誘客コンテンツ開発事業の場合の補助率、補助上限額は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業、一般社団法人及び特定非営利活動法人等(1年目:3/4以内、2年目継続:2/3以内、3年目継続:1/2以

	内) ・大企業（1年目：1／2以内、2年目継続：1／2以内、3年目継続：1／3以内 補助上限額は1件当たり1,500万円以内/年 2 広域マーケティング事業の場合の補助率、補助上限は以下のとおり 1年目、2年目継続：9／10以内、3年目継続、4年目継続：3／4以内、5年目継続：2／3以内 補助上限額は1件当たり1.1億円/年
--	--

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額					37,475,000

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国					37,475,000
県					0
合計					37,475,000

(3) 監査の結果

浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業に関する補助金の交付に関して、補助金交付額が1億円以上の補助対象者を抽出し、交付申請、状況報告、実績報告、支出命令が交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

ア 指摘事項及び意見

(7) 実施状況報告書の未提出について【指摘事項】

浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業補助金交付要綱第11条には、「当補助事業の遂行の報告は浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業（誘客コンテンツ開発事業・広域マーケティング事業）実施状況報告書（第4号様式）により、知事が別に定める日までに行うものとする」旨の記載がある。しかし、当該補助金のすべての交付先から当該実施状況報告書が提出されていない。県の担当者によると事業の進捗状況等の確認はしていたが、必ず必要とは認識していなかったとのことである。担当者は交付要綱に記載された提出書類が補助金の交付先から全て提出されているかを慎重に確認するべきである。また、

当該実施状況報告書が補助金の交付において必要がないと判断するのであれば、当補助金の交付要綱を変更するべきである。

(イ) 補助金の概算払いに関する必要性について【意見】

浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業交付要綱第10条第1項には補助金は、知事は必要あると認めるときは、補助金について概算払の方法により交付をすることができる旨が記載されており、第2項には補助金の概算払いを受けようとするときは補助金概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない旨の記載がある。つまり、支給額は実績払いが原則であり、概算払いは例外として「できる」規定となっている。しかしながら、当該第3号様式の浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業補助金概算払請求書には概算払いが必要な理由を記載する箇所がない。補助対象者は、概算払いが必要な理由を説明するべきであり、様式に概算払いが必要な理由を記載する箇所を設けるべきである。

(ウ) チェックリストの活用について【意見】

県では補助金の事務の流れについてチェックリストを作成し、記載を奨励している。県の担当者が作成した当該チェックリストを閲覧したところ、チェックされていない箇所があった。要綱ではチェックリストの作成が定められていないが、チェックリストは事前にミスを防ぐために重要な手段であるため、すべての箇所がチェックされているかを確認するべきである。

第3 総務部

1 私立学校運営費補助事業(一般補助)

(1) 補助金の概要

所轄部署	総務部私学・法人課
事業開始年度	—
事業終期年度	—
根拠法令	福島県私立学校運営費補助金(一般補助)交付要綱
補助対象経費	標準運営費方式に基づき算定された額などに基づき補助金額を算定している。 標準運営費方式に基づき算定された額とは、私立高校における①教職員1人当たりの経費＝教職員割(教職員給与等)、②学校1校当たりの運営経費＝学校割(その他の職員給与等)、③1学級当たりの学級運営経費＝学級割(修繕費、備品費等)、④生徒1人当たりの経費＝生徒割(教育活動費、管理費等)について、それぞれ公立高校を基準として全国との格差等を考慮して算出し、これを学校ごとに、生徒数、学級数等により計算した額である。
補助対象者	福島県内で私立学校を運営している学校法人
補助金の目的	私立学校の教育条件の向上、父母の経済的負担の軽減、学校の経営基盤の強化
補助金の効果	私立学校の経営基盤が強化され、適正かつ持続的に運営されることにより、在学生の教育環境の向上及び父母の経済的負担の軽減に貢献している。
補助金の算定方法	前年度補助対象経費の2分の1を上限として補助する。

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	6,489,296	6,591,743	6,644,269	6,739,364	6,523,498

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	999,829	997,042	1,153,831	1,177,871	1,129,528
県	5,489,467	5,594,701	5,490,438	5,561,493	5,393,970
合計	6,489,296	6,591,743	6,644,269	6,739,364	6,523,498

(3) 監査手続及び監査結果

上記補助金について、補助対象者である学校法人(4先)が県に提出した交付申請書、令和4年度計算書類、事業実績書及び概算払請求書並びに県担当部局で作成している各私立学校の標準運営費、補助対象教職員数等の算定根拠書類を閲覧し、交

付要綱等に従い適正に交付され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

運営費補助金の内訳

(単位：千円)

年度	学校区分	一般補助	心身障がい児教育費	子育て支援推進	合計
A 法人	高等学校 幼稚園	255,778	—	—	255,778
B 法人	高等学校 幼稚園	254,658	3,070	4,625	262,353
C 法人	高等学校 中学校	289,469	—	—	289,469
D 法人	高等学校 中学校 幼稚園	274,635	—	—	274,635

人件費等実績及び標準運営費に占める教職員割の割合

(単位：千円)

年度	令和4年度実績 (単位：千円)		左記実績合計に占める人件費割合	「標準運営費」に占める教職員割の割合
A 法人 A 高等学校	人件費	379,632	71%	86%
	人件費以外	149,258		
		528,890		
	合計			
B 法人 B 高等学校	人件費	350,453	71%	86%
	人件費以外	141,866		
		492,320		
	合計			
C 法人 C 高等学校	人件費	416,858	77%	83%
	人件費以外	123,885		
		540,743		
	合計			
D 法人 D 高等学校	人件費	264,407	65%	84%
	人件費以外	141,130		
		405,538		
	合計			

各私立高校へは主には標準運営費方式に基づき算定された額で運営費補助金が交付されるが、標準運営費方式は公立学校の標準経費等をもとに①教職員1人当たりの経費＝教職員割（教職員給与等）、②学校1校当たりの運営経費＝学校割（その他の職員給与等）、③1学級当たりの学級運営経費＝学級割（修繕費、備品費等）、④生徒1人当たりの経費＝生徒割（教育活動費、管理費等）に区分したうえで、私立学校ごとの生徒数・学級数等の実数を考慮し計算した額となる。公立学校における標準経費という点がスタートであるから①教職員割が全体に占める割合が多くなっている。

本年度抽出した4校においては、上の表のとおり標準運営費に占める教職員割の割合は83%～86%であった。この意味合いは、県が交付する運営費補助金のうち83%～86%は各学校の教職員の方々の人件費として支給されることが同規模の公立高校と合わせるのであれば見込まれる金額ということである。

一方で、私立学校の運営にあたっては人件費以外にも各種経費を要するため、実績として人件費に支出される割合は公立高校よりも低く65%～77%であった。このようなバラつきが生じるのは、各私立学校には補助金のほか学生生徒等納付金収入等の収入状況を踏まえ独自で支出内容を決めているためであるからとのことであり、70%前後の割合は合理性がないと捉えられる水準のものではなかった。

以上のような分析及びその過程で行われた資料との突合等の手続きの結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 私立学校教職員共済事業補助金

(1) 補助金の概要

所轄部署	総務部私学・法人課
事業開始年度	—
事業終期年度	—
根拠法令	福島県私立学校教職員共済事業補助金交付要綱
補助対象経費	県内にある私立学校及びこれに付帯する事業等に従事する教職員に係る給与総額
補助対象者	日本私立学校振興・共済事業団
補助金の目的	福島県内の私立学校教職員の福利厚生
補助金の効果	私立学校教職員の退職金等に積み立てられることによって福利厚生を増進に寄与している。
補助金の算定方法	教職員に係る標準給与総額の 1000 分の 8 の範囲内において知事が定める額

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付額	95,212	99,673	103,535	107,684	112,390

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
国	—	—	—	—	—
県	95,212	99,673	103,535	107,684	112,390
合計	95,212	99,673	103,535	107,684	112,390

(3) 監査手続及び監査結果

上記補助金について、補助対象者である日本私立学校振興・共済事業団が県に提出した交付請求書、実績報告書並びにそれらを県側で作成する発議書、確定通知書及び支出命令書を閲覧し、交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

上記、監査手続の実施の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 会津医療センター医療体制整備事業（公立大学法人補助金）

(1) 補助金の概要

所轄部署	総務部私学・法人課
事業開始年度	平成 29 年度
事業終期年度	—
根拠法令	福島県公立大学法人補助金交付要綱
補助対象経費	会津大学及び県立医大が実施する機器・設備等更新事業、体制整備事業、災害復旧事業などの特定の事業に係る経費
補助対象者	公立大学法人福島県立医科大学
補助金の目的	県立医大会津医療センターの医療体制向上を図ること
補助金の効果	令和 4 年度は県立医大会津医療センターの医療機器の購入に対して補助を行い、医療体制の構築・整備に効果を上げた。
補助金の算定方法	県の予算の範囲内において、知事が定める額

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
交付額	109, 421	91, 860	103, 627	101, 613	109, 710

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
国	101, 111	91, 860	100, 263	92, 802	100, 115
県	8, 310	0	3, 364	8, 811	9, 595
合計	109, 421	91, 860	103, 627	101, 613	109, 710

(3) 監査手続及び監査結果

上記補助金について、補助対象者である公立大学法人福島県立医科大学が県に提出した交付請求書、事業完了報告書、実績報告書並びにそれらを県側の発議書、確定通知書及び支出命令書等を閲覧し、交付要綱に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

上記、監査手続の実施の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

第4 企画調整部

1 一般財団法人福島県電源地域振興財団事業費

(1) 補助金の概要

所轄部署	企画調整部エネルギー課
事業開始年度	平成27年度
事業終期年度	—
根拠法令	一般財団法人福島県電源地域振興財団事業費補助金交付要綱
補助対象経費	一般財団法人福島県電源地域振興財団が「みらいを創る市町村等支援事業」として対象自治体等に交付する補助金。なお、対象自治体等は、相馬市、田村市（都路地区に限る）、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村、双葉地方広域市町村圏組合及び相馬地方広域市町村圏組合となっている。
補助対象者	一般財団法人福島県電源地域振興財団
補助金の目的	被災地域住民が利用できる施設を整備することで、避難地域の復興や相双地域の活性化を図るため、一般財団法人福島県電源地域振興財団を通して、相双地域・避難地域の市町村が行う施設整備事業を支援する。
補助金の効果	施設整備を図ることで、多様な交流の機会の創出、地域コミュニティの復活に寄与している。
補助金の算定方法	交付要綱に定める対象経費の2/3

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	308,342	163,797	320,219	256,118	251,840

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	308,342	163,797	320,219	256,118	251,840
県	—	—	—	—	—
合計	308,342	163,797	320,219	256,118	251,840

(3) 監査手続及び監査結果

上記補助金について、補助対象者である一般財団法人福島県電源地域振興財団が県に提出した交付請求書、事業完了報告書、実績報告書並びにそれらを県側でチェックした証跡であるチェックリスト、発議書、確定通知書及び支出命令書を閲覧するとともに、一般財団法人福島県電源地域振興財団令和4年度に支援した先の自治体である田村市、川俣町、富岡町について、事業着手届、実績報告、工事完了届等

の資料を閲覧し、交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

上記、監査手続きの実施の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 福島県住宅用太陽光発電設備等設置補助事業

(1) 補助金の概要

所轄部署	企画調整部エネルギー課
事業開始年度	平成24年度
事業終期年度	—
根拠法令	福島県住宅用太陽光発電導入支援補助金交付事業補助金交付要綱
補助対象経費	
補助対象者	(一社)福島県再生可能エネルギー推進センター
補助金の目的	住宅用太陽光発電設備等にかかる導入支援を行い、太陽光発電等再生エネルギーの普及に貢献する。
補助金の効果	福島県内への再生可能エネルギー設備の導入及び再生可能エネルギーの有効利用を促進する
補助金の算定方法	

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	482,807	594,213	483,849	447,514	457,845
交付件数	3,020	3,627	2,883	2,675	2,727

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	—	—	—	—	—
県	482,807	594,213	483,849	447,514	457,845
合計	482,807	594,213	483,849	447,514	457,845

(3) 監査手続及び監査結果

上記補助金について、補助対象者である一般財団法人福島県再生可能エネルギー推進センターが県に提出した支払請求書、実績報告書並びにそれらを県側でチェックした証跡であるチェックリスト、発議書、確定通知書、事業等成果確認書及び支出命令書を閲覧するとともに、一般財団法人福島県再生可能エネルギー推進センターが、令和4年度に補助金を交付した2727件のうち、以下の10件について、申請書、設置写真等の設置者から提出された資料を確認し、適正に遂行され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

太陽光発電システム（交付件数2261件 補助金交付額346,478千円）

設置者氏名	設置市町村	太陽電池の最大出力 (kW)	補助対象規模 (kW)	補助対象経費 (千円)	県補助金充当額 (千円)
A氏	田村郡三春町	9.99	4.00	1,592	160
B氏	須賀川市	7.24	4.00	2,047	160
C氏	本宮市	5.68	4.00	1,036	160
D氏	福島市	4.00	4.00	1,313	160
E氏	伊達市	4.42	4.00	1,954	160

蓄電池システム（交付件数450件 補助金交付額89,344千円）

設置者氏名	設置市町村	蓄電池量 (kWh)	補助対象規模 (kWh)	補助対象経費 (千円)	県補助金充当額 (千円)
F氏	河沼郡会津坂下町	16.60	5.00	2,350	200
G氏	西白河郡矢吹町	11.00	5.00	2,500	200
H氏	伊達市	4.00	4.00	1,005	160

電気自動車充電設備、V2Hシステム（交付件数16件 補助金交付額1,600千円）

設置者氏名	設置市町村	補助対象経費 (千円)	県補助金充当額 (千円)
I氏	いわき市	1,610	100
J氏	郡山市	1,095	100

ア 指摘事項及び意見

(ア) 仕入税額控除について【指摘事項】

消費税の確定に伴うに補助金の返還について、交付要綱には以下のように規定されている。

（消費税及び仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

現状では、県は、事業者の仕入控除税額が確定しても主体的にこれを確認できる情報は入手できておらず、仮に事業者が失念した場合はそのまま返還は行われないまま終了する可能性が高い。

消費税仕入控除税額があった場合のみ報告書の提出を求めるのではなく、無かった場合も含めて、有無に関する報告書を県へ提出するように改めるべきである。

また、上記交付要綱 11 条 2 項において「知事は・・・全部又は一部の返還を命じることができる」との書きぶりになっており、返還を命じるかどうかは知事の裁量によると解釈できる。しかし、他の補助金の交付要綱では「できる」規定ではなく、「返還を命じるものとする」のように知事に裁量があるものではない。公金である補助金を交付する趣旨からいっても、補助金によって利得があった場合は返還されるべきである。

したがって、「できる」との書きぶりは好ましくなく、交付要綱を改訂するとともに、知事は返還を命じるものとして運用を行うべきである。

3 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギー導入支援事業：福島送電株式会社）

(1) 補助金の概要

所轄部署	企画調整部エネルギー課
事業開始年度	平成29年度
事業終期年度	—
根拠法令	福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギー導入支援事業）交付要綱
補助対象経費	<p>福島県が行う、福島県における再生可能エネルギーの導入等の事業及び福島県における再生可能エネルギー関連産業の育成・集積等の事業に要する経費である。</p> <p>具体的には、民間事業者、非営利民間団体及び地方公共団体等が策定した「実施計画書」が一定の要件を満たしていると認められる場合に、当該実施計画書に係る事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として福島県知事が認める経費となっている。</p> <p>なお、交付の対象となる補助事業は、阿武隈山地や福島県沿岸部における再生可能エネルギー導入のための共用送電線の整備及び当該共用送電線に接続する再生可能エネルギー発電設備やそれに付帯する蓄電池及び送電線等を導入する事業である。</p>
補助対象者	福島送電株式会社
補助金の目的	福島県の再生可能エネルギーの導入を促進し、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ること
補助金の効果	補助対象者は、補助金をもとに設備投資を行っている途中であり、本補助金の目的である「安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築」が図られるかどうかは未確定である。
補助金の算定方法	設計費、設備費、工事費、人件費及び諸経費で一定の補助率（1/2以内等）を乗じた金額としている。

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	5,380,044	2,212,218	1,916,780	1,789,240	1,453,800

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	5,380,044	2,212,218	1,916,780	1,789,240	1,453,800
県	—	—	—	—	—
合計	5,380,044	2,212,218	1,916,780	1,789,240	1,453,800

(3) 監査手続及び監査結果

上記補助金について、補助対象者である福島送電株式会社が県に提出した交付請求書、実績報告書並びにそれらを県側でチェックした証跡であるチェックリスト、発議書、成果確認書及び支出命令書等を閲覧し、交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

また、福島送電株式会社の財政状況等を確認するため過去3か年分の計算書類及びキャッシュフロー計画表の提示をうけ内容を確認した。

ア 指摘事項及び意見

(ア) 補助対象事業者の決算書について【意見】

本補助金の交付を受けている福島送電株式会社が福島県に提出した計算書類を閲覧したところ、令和5年3月末時点で純資産が2億円弱のマイナスとなっており、いわゆる「債務超過」になっている。

一般に、債務超過に陥っている企業は事業継続に疑義が生じやすいとみられるところ、福島送電株式会社は、長期間での投資回収を前提し多額の設備投資が必要な送電事業において、本格稼働開始前であることから、一時点で債務超過となるのは致し方ない点があり将来、設備が稼働した後は安定した管理運営費収入が見込まれているから「債務超過は解消可能」とのことである。

この点、債務超過を解消する施策、具体的には将来のキャッシュフロー収入を確保する計画の信頼性が必要であるとともに、その前提として、毎年度の財政状態や経営成績を適時・適切に報告することが重要と考える。

しかしながら、福島送電株式会社の令和5年3月期の貸借対照表においては負債の部の計上科目が実態を正確に表さなかったり、注記項目を適切に記載していなかったりと不備が散見された。

補助金を交付する県側としては、適切な財務諸表を入手し交付対象先の実態を把握したうえで、手続きを進めることに留意するべきである。

なお、福島送電株式会社においては資本金が1300万円と少額ではあるが、令和5年3月末時点では、負債額が200億円を超えたため、会社法上、会計監査人の設置義務がある（会社法328条2項、同法2条6号）。この点、令和6年2月末時点で、会計監査人を選任していないようである。適切な財務報告を受けるためにも規模に見合った企業統治体制（ガバナンス体制）の構築を促さなければならないと考える。

4 福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギー導入支援事業：福島復興風力合同会社）

(1) 補助金の概要

所轄部署	企画調整部エネルギー課
事業開始年度	平成30年度
事業終期年度	—
根拠法令	福島県における再生可能エネルギーの導入促進のための支援事業費補助金（再生可能エネルギー導入支援事業）交付要綱
補助対象経費	<p>福島県が行う、福島県における再生可能エネルギーの導入等の事業及び福島県における再生可能エネルギー関連産業の育成・集積等の事業に要する経費である。</p> <p>具体的には、民間事業者、非営利民間団体及び地方公共団体等が策定した「実施計画書」が一定の要件を満たしていると認められる場合に、当該実施計画書に係る事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として福島県知事が認める経費となっている。</p> <p>なお、交付の対象となる補助事業は、阿武隈山地や福島県沿岸部における再生可能エネルギー導入のための共用送電線の整備及び当該共用送電線に接続する再生可能エネルギー発電設備やそれに付帯する蓄電池及び送電線等を導入する事業である。</p>
補助対象者	福島復興風力合同会社
補助金の目的	福島県の再生可能エネルギーの導入を促進し、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ること
補助金の効果	補助対象者は、補助金をもとに設備投資行っている途中であり、本補助金の目的である「安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築」が図られるかどうかは未確定である。
補助金の算定方法	設計費、設備費、工事費、人件費及び諸経費で一定の補助率（1/2以内等）を乗じた金額としている。

(2) 補助金交付額及び財源内訳

補助金交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	13	501	120	4,916	113,079

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	13	501	120	4,916	113,079
県	—	—	—	—	—
合計	13	501	120	4,916	113,079

(3) 監査手続及び監査結果

上記補助金について、補助対象者である福島復興風力合同会社が県に提出した交付請求書、実績報告書並びにそれらを県側でチェックした証跡であるチェックリスト、発議書、成果確認書及び支出命令書等を閲覧し、交付要綱等に従い適正に実施され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

また、福島復興風力合同会社の財政状況等を確認するため過去3か年分の計算書類の提示をうけ内容を確認した。

上記、監査手続の実施の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

第5 議会事務局

1 政務活動費交付金

(1) 交付金の概要

所轄部署	議会事務局
事業開始年度	—
事業終期年度	—
根拠法令	福島県政務活動費の交付に関する条例
交付対象経費	会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等に係る経費
交付対象者	県議会議員が所属する会派
交付金の目的	会派及び議員が実施する調査研究その他の活動に資することを目的としている。
交付金の効果	県民の抱える課題等を把握し、県政に反映させる活動の充実化。
交付金の算定方法	県議会議員1名あたり月額30万円（条例の本則では月額35万円であるが、平成21年度以降は条例の附則により月額35万円を30万円に減額している。）。

(2) 交付額及び財源内訳

交付額

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付額	197,700	207,300	207,600	204,900	205,200

令和4年度内訳

自由民主党会派	108,000
県民連合会派	64,800
他会派①	18,000
他会派②	14,400
合計	205,200

財源内訳

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国	—	—	—	—	—
県	197,700	207,300	207,600	204,900	205,200
合計	197,700	207,300	207,600	204,900	205,200

(3) 監査手続及び監査結果

上記交付金について、交付対象者である会派のうち2つの会派が県議会に提出した政務活動費収支報告書、政務活動費経費項目別支出簿及び領収書などの添付書類並びに県側で作成している支出命令書等を閲覧し、「福島県政務活動費の交付に関

する条例」及び「政務活動費の手引き」等に従い適正に交付され、目的に応じた成果を得ているか検証した。

会派別・費目別経費

(単位：千円)

	自由民主党会派	県民連合会派	他会派①	他会派②
調査研究費	3,380 (3.1%)	1,771 (2.7%)	757 (4.2%)	1,165 (8.0%)
研修費	239 (0.2%)	50 (0.0%)	0 (0.0%)	345 (2.3%)
広聴広報費	51,067 (47.2%)	27,876 (43.0%)	11,436 (63.5%)	6,851 (47.5%)
要請陳情等活動費	796 (0.7%)	422 (0.6%)	0 (0.0%)	270 (1.8%)
会議費	2,957 (2.7%)	2,270 (3.5%)	751 (4.1%)	426 (2.9%)
資料作成費	429 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
資料購入費	6,396 (5.9%)	2,586 (3.9%)	180 (0.1%)	1,946 (13.5%)
事務所費	9,547 (8.8%)	4,380 (6.7%)	0 (0.0%)	261 (1.8%)
事務費	16,478 (15.2%)	9,895 (15.2%)	1,283 (7.1%)	3,132 (21.7%)
人件費	16,705 (15.4%)	15,495 (23.9%)	3,543 (19.6%)	0 (0.0%)
残余	0 (0.0%)	52 (0.0%)	46 (0.2%)	0 (0.0%)
合計額	108,000 (100%)	64,800 (100%)	18,000 (100%)	14,400 (100%)

ア 指摘事項及び意見

(ア) 旅費等の定額支給について【意見】

各会派が調査研究等を行うにあたり生じる交通費、宿泊費及び現地経費については、政務活動費検討会における決定事項を取りまとめた「政務活動費の手引き」に従い取り扱うこととなっている。それによると、実費支給を原則としつつ、「会派が所属議員に対し個々の旅行を命令することから、公務出張と同様な性格を有することとなるため、「県議会の議員の議員報酬等に関する条例」に準じ、予め各会派において定める方法により定額支給を行うことも考えられる」とされている。すなわち、実際の交通費の領収書を確認する実費支給ではなく、予め取り決められた額での「定額支給」が可能となっている。

「定額支給」であると「旅費交通費」、「宿泊費」に加え「日当」も加算されるが、会派と議員には雇用関係がないこと、県民の負託を受けている議員の活

動範囲には制限がなく、その負託関係の間に会派の指揮命令が入るべきではないと考えられることから、議員の調査研究等は県職員が業務命令に基づき行う「公務出張」と同様な性格のものとは言えないと思えるため、「日当」の支出を是とするか「実費」に統一するかは検討を求めたい。

(イ) 費目別経費分析について【意見】

上記会派別費目別経費によると、各会派ともに政務活動費合計のうち「広聴広報費」に最も多くの費用を配分している（広聴広報費/合計額：自民党会派47%、県民連合会派43%、他会派①63%、他会派②47%）。各議員は自らが行っている政治活動や議会活動について広報誌やチラシなどを作成し支持者を中心とする県民に配布しているところ、その作成費用（編集校正費用、印刷代など）が「広聴広報費」の主な用途のひとつである。

政務活動費の対象経費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等に係る経費であるから、チラシなどの費用を「広聴広報費」として交付することに問題はない。

しかし、「広聴広報費」が政務活動費の主要な部分を占めることについては「意見」を申し上げたい。すなわち、議員の活動はまず県民のための政務活動あつての広報であり、政務活動が少ない（例えば、調査研究（費）活動、要請陳情等活動（費）が少ない）のに、広聴広報活動（費）が多いのは、本末転倒とも思える。

また、政務活動費の手引きによると「会派（議員）の政務活動の成果等を広報する場合は、政党の広報紙（誌）とは別に発行することが望ましい」と注意されているように、政務活動費として支出できるチラシは「政党の広報」とは別でなければならない。私的な結社である政党の広報を、政務活動費という公金で行うのは平等ではないからである。

この点、県担当部署では、議員の広報誌なども確認し、政務活動費として支出できるかの確認を行い、必要に応じて会派に対し助言がなされているようである。しかしながら、〇〇党会派所属の△△議員の活動を「〇〇党」の広報と峻別することは難しいと思える。チラシを受け取るほうからすれば〇〇党の△△議員の活動を純粹に△△議員の活動とみるか、〇〇党に関連する活動と捉えるかはひとそれぞれでありチラシの書きぶりで割り切れるかどうかは不透明である。

近年においては、インターネットが普及し、各議員においても自己のホームページを開設しているかたが少なくない。ホームページ上での広報コストは少なく閲覧者も多数になりえるのであるから、広報誌やチラシに頼る現状を変えることは可能かもしれない。

上記のような点を鑑みると、少なくともチラシ等の作成に係る広聴広報費が政務活動費の大部分を占める点を改善し、将来的には余った金額を残余金として返還を受けることができる方向になれば良いのではないかと考える。

(ウ) 支給額について【意見】

本交付金は、県議会議員1名あたり月額30万円を会派に対して支給している。東北地方の他県と比較するとどの県も概ね30万円ほどであった。ただ、福島県の場合は、条例の本則は月額35万円であるので、定期的に30万円に減額する取り決め（附則の議案）をしなければ、本則の35万円の支給に戻ることになる。

本則に戻す場合は、他県と比較しても増額するべき適切な理由が必要であると考えます。

V 総括

第1 補助金等の管理について【意見】

Ⅲ総論で述べるとおり、補助金等以外の支出も含まれる補助費等の住民一人当たりの金額を他道府県（財政力指数が近い 20 道府県のグループ）と比較すると、平成 29 年度～令和 3 年度の 5 ヶ年度の平均は他道府県の平均が 115,421 円に対して、本県が 189,583 円と他道府県に対して 74,162 円（64.3%）高い水準にある。これは、東日本大震災による原子力災害に対する除染事業、復興事業に関するものが原因と考えられる。しかし、現在東日本大震災から 13 年が経過し、今後も復興・創生に関する事業が進み、それぞれの事業が完了すると、補助金等として受け入れる歳入・支出する歳出ともに減少していくものと推察される。

補助金等は事業であり、必要性を確認しながら予算編成や決算等を通して管理・分析がなされていると聞いているが、限られた財源の中で効果的・効率的な配分は必要であり、部門別管理、つまり県でいうところの部局等による補助金等の横断的な管理・分析を徹底する必要があると考える。

部門別管理を徹底することにより責任が一層明確化し、他県との比較分析の材料や補助金配分時の検討材料等管理の幅も広がることになり、また、部門別及び横断的な補助金等の管理・分析は限られた財源の中で補助金の効果的・効率的な配分には有効である。

次に、本県では、平成 13 年度～平成 22 年度にわたり、財源不足を解消し、収支均衡を達成することを目的として策定した「福島県財政構造改革プログラム」において、補助金に関しての取組みを行ってきたが、東日本大震災及び原子力災害の発生により、平成 23 年度以降は当該プログラムの後継計画等は策定されておらず、現在は、令和 3 年度に「福島県行財政改革プラン」及び「福島県中期財政見通し」を策定し、震災からの迅速かつ着実な復興・再生に向けて、行財政運営について県としての明確な方向性を持ちながら、柔軟に対応しているとのことである。しかしながら、東日本大震災からは 10 年以上経過しており、上記に示したとおり、本県では、他県に比べて多額の補助金が投入され続けている。また、人口減少等により歳入の減少も予想され、将来的に補助金の減少は確実な状況であり、補助金の効果的・効率的な配分が更に必要となる。補助金等の見直しは随時必要なことであり、将来を見据えた補助金等の在り方について、今後検討を進めるべきである。

第2 その他

上記にも述べたが、本県の補助費等の住民一人当たりの金額を他道府県と比較すると、高い水準にあり、今後は補助金の額も大幅に減額されるのは確実である。

現状では、内容の類似している補助金も多い印象を受け、また、将来的に独立運営を目指しているものの運営費補助を受ける外郭団体も存在している。さらには、様々

な名目の補助金等の給付を受けている補助対象者も存在する。これらの観点からも管理・分析は今後の検討課題となるだろう。

一方で、補助金は公益性が高く、住民の福祉の増進が目的であり、その効果を受けるのは住民であることから、HP 等で補助金の分析結果や多額の交付を受ける補助対象者等については法人名・金額・県の担当部署等の公表を行い情報公開を実施することも検討してはどうかと考える。財源は税金であり、給付側・受給側共に公平で緊張感を持った補助金運営を促すことができる。